

2012

3

MARCH

Vol.48

Produce by
Osaka pref. Industrial Waste Association

Clean Life

クリーン
ライフ



株式会社ダイトク

特集

大阪府域における東日本大震災の
災害廃棄物処理に関する指針

社団法人 大阪府産業廃棄物協会

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の許可申請に関する講習会（新規・更新） 特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会 近畿地区 平成24年度日程表

	新規講習会				更新講習会		特別管理産業廃棄物 管理責任者講習会
	産業廃棄物 収集運搬課程	産業廃棄物 処分課程	特別管理産業廃棄物 収集運搬課程	特別管理産業廃棄物 処分課程	収集運搬課程	処分課程	
講習期間、受講料	2日間 ¥30,400	3日間 ¥48,300 (※1)	3日間 ¥46,200	4日間 ¥68,000 (※2)	1日間 ¥20,000	2日間 ¥25,200	1日間 ¥14,000
平成24年 4月					大阪会場：26日		大阪会場：25日
5月	京都会場 8日～9日 兵庫会場 22日～23日	奈良会場 15日～17日			京都会場：10日 兵庫会場：15日		京都会場：11日 兵庫会場：16日
6月	大阪会場 6日～7日 奈良会場 19日～20日				奈良会場：21日	滋賀会場 19日～20日	奈良会場：22日
7月	滋賀会場 10日～11日 和歌山会場 24日～25日		兵庫会場 17日～19日		滋賀会場：3日 大阪会場：20日	京都会場 24日～25日	滋賀会場：4日 大阪会場：19日 兵庫会場：20日
8月	大阪会場 22日～23日	兵庫会場 21日～23日					大阪会場：24日
9月	京都会場 4日～5日			大阪会場 24日～27日	京都会場：6日 兵庫会場：11日 和歌山会場：20日		京都会場：7日 兵庫会場：12日 和歌山会場：21日
10月	兵庫会場 16日～17日				大阪会場：25日	大阪会場 11日～12日	大阪会場：24日
11月	滋賀会場 13日～14日				奈良会場：22日 京都会場：29日		滋賀会場：15日 京都会場：30日
12月	大阪会場 18日～19日				兵庫会場：4日		兵庫会場：5日 大阪会場：20日
平成25年 1月	和歌山会場 29日～30日				大阪会場：23日 滋賀会場：29日 和歌山会場：31日	兵庫会場 24日～25日	大阪会場：22日 滋賀会場：30日
2月	京都会場 6日～7日 兵庫会場 21日～22日		大阪会場 26日～28日		京都会場：13日		京都会場：14日
3月	大阪会場 12日～13日	京都会場 5日～7日			兵庫会場：14日		大阪会場：14日 兵庫会場：15日

注1 産業廃棄物処分課程に収集運搬課程を追加される場合、講習期間は4日間になります。

注2 特別管理産業廃棄物処分課程に収集運搬課程を追加される場合、講習期間は5日間になります。

受講申込み、お問い合わせ先

滋賀会場

 (社) 滋賀県産業廃棄物協会
〒520-0051 滋賀県大津市梅林1-3-30
TEL：077(521)2550（こうぜんビル2階）

京都会場

 (社) 京都府産業廃棄物協会
〒601-8027 京都市南区東九条中御霊町53番地の4
TEL：075(694)3402（Johnsonビル2階）

大阪会場

 (社) 大阪府産業廃棄物協会
〒540-0012 大阪市中央区谷町3-4-5
TEL：06(6943)4016（中央谷町ビル5階）

兵庫会場

 (一社) 兵庫県産業廃棄物協会
〒650-0023 神戸市中央区栄町通4-1-12
TEL：078(371)3177（日新ビル301）

奈良会場

 (社) 奈良県産業廃棄物協会
〒636-0246 奈良県磯城郡田原本町千代580-4
TEL：0744(33)8800（南部環境開発ビル5階）

和歌山会場

 (社) 和歌山県産業廃棄物協会
〒640-8150 和歌山市十三番丁30番地
TEL：073(435)5600（酒直ビル3階）

C O N T E N T S

特集●大阪府域における東日本大震災の 災害廃棄物処理に関する指針	2
行政だより●●「廃棄物関係ガイドライン」 （事故由来放射性物質により汚染された廃棄物等に関するガイドライン） の公表について（平成23年12月27日報道発表資料）	16
●平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力 発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への 対処に関する特別措置法の施行について（平成23年12月28日環廃 企発第111228002号・環水大総発第111228002号）	19
●処分料金を改定します（平成23年12月フェニックス広報誌臨時号）	48
●アスベスト廃棄物及びPCB廃棄物の適正処理の徹底について （平成24年1月24日産指第1654号）	50
OSK通信●	56
●平成23年度施設見学会 ●第12回企業による森づくり連絡調整会 ●建設リサイクルに関する意見交換会 ●東栄大和クリーンセンター向け研修 ●全国産業廃棄物連合会近畿地域協議会 ●安全優良職長厚生労働大臣顕彰受賞 ●全国産業廃棄物連合会正会員事務局責任者会議 ●産業廃棄物処理業におけるリスクアセスメント推進研修会 ●大阪ATCグリーンエコプラザ「循環型社会形成セミナー」 ●日本経営協会「廃棄物処理法の基本と3R推進セミナー（第2回）」 ●なにわサンパイ塾 ●第9回共生の森植樹祭	
新規入会会員紹介●	59
バックナンバーのご案内●	60
会員紹介●株式会社ダイトク	62

特集

大阪府域における東日本大震災の
災害廃棄物処理に関する指針

大阪府では、東日本大震災により発生した災害廃棄物を府域において処理を行う場合に技術的な観点から必要な事項を定めた「大阪府域における東日本大震災の災害廃棄物処理に関する指針」を策定しました。

本指針は、放射線の専門家により構成される「災害廃棄物の処理指針に係る検討会議」において検討された放射線に関して配慮すべき事項を盛り込んだものです。

大阪府域における東日本大震災の災害廃棄物処理に関する指針

平成23年12月27日 策定

1 目的

この指針は、東日本大震災により発生した災害廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）を府域において処理を行う場合に技術的な観点から必要な事項を定めることにより、府民の健康に影響がないことを前提に、被災地における災害廃棄物の処理を支援することを目的とする。

2 基本的事項

- (1) この指針は、府域で災害廃棄物の処理を行うすべての者を対象とする。
- (2) 災害廃棄物の処理を行う際には、本格的な処理を開始する前に、受け入れる災害廃棄物が発生した被災地域ごとに、試験的に処理を行い、各工程での放射能等の安全性を確認する。
- (3) 災害廃棄物の処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）及び東日本大震災に関する国のガイドラインや通知等に基づき実施するものとし、今後新たにガイドライン、通知、知見等が示された場合には、必要に応じてこの指針を改定することとする。

3 処理の対象とする災害廃棄物

処理の対象とする災害廃棄物の種類は、以下に示す廃棄物のうち、可燃廃棄物とする。不燃廃棄物、津波堆積物及び特別管理廃棄物等については処理の対象としない（福島県内の災害廃棄物は処理の対象とされていない）。

ただし、被災地の事情により止むを得ないときは、可燃廃棄物と不燃廃棄物が混合した混合廃棄物も対象に含めることとする。

- ア 可燃廃棄物：木くず、紙くず、繊維くず、廃プラスチック等可燃性のもの
- イ 不燃廃棄物：コンクリートがら、金属等不燃性のもの
- ウ 混合廃棄物：アとイが混合しているもの
- エ 津波堆積物：津波によって発生した汚泥・土砂類
- オ 特別管理廃棄物等：廃石綿等、PCB廃棄物、感染性廃棄物など特別管理廃棄物及び石綿含有廃棄物に該当するもの

4 災害廃棄物の処理における放射性物質に係る事項

- (1) 対象とする放射性物質は、セシウム134及びセシウム137とする。
- (2) 周辺住民や作業員の受ける線量限度は、一般公衆の年間線量限度とされている1mSv/年（※1）を下回ることとする。

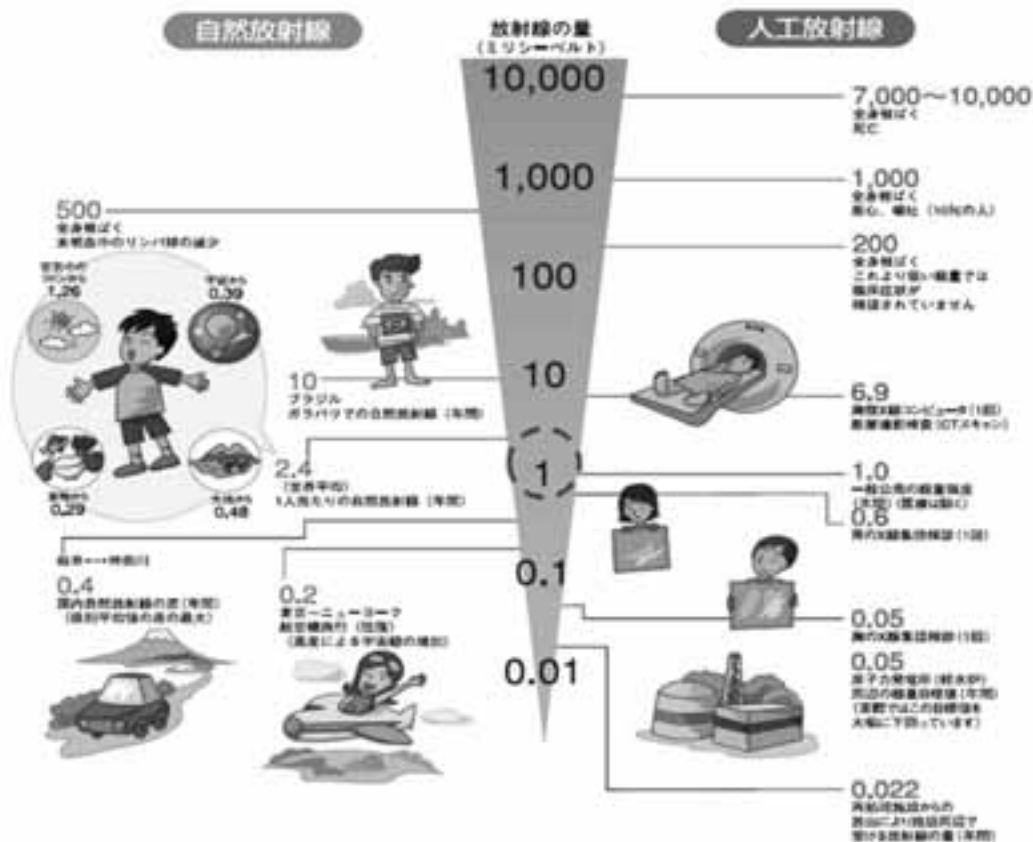
これを十分満足できるように、受け入れる災害廃棄物の放射性物質濃度の目安値（以下「受入れの目安値」という。）を100Bq/kg（※2）、埋め立てる焼却灰等の目安値（以下「埋立ての目安値」という。）を2,000Bq/kgとする。なお、目安値はセシウム134とセシウム137の合計値とする。

- 100Bq/kg の災害廃棄物を運搬・選別・焼却する作業員が受ける線量を府域の処理実態に合わせて試算したところ、0.005～0.048mSv/年と1mSv/年を十分下回りました。
- 2,000Bq/kg の焼却灰を運搬・埋め立てする作業員が受ける線量を府域の処理実態に合わせて試算したところ、0.12～0.86mSv/年と1mSv/年を下回りました。
この試算では埋立場所一面に2,000Bq/kg の焼却灰が埋まっていることを想定していますが、実際には府域で通常発生する焼却灰等の廃棄物も埋まっており、覆土もされているなど、安全側に立って余裕を持たせた条件での試算を行っているため、処理を行う際に実際に受ける線量は試算結果よりもかなり小さくなると考えられます。
- 100Bq/kg の災害廃棄物を運搬・選別・焼却する場合に一般公衆が受ける線量を試算したところ、0.000043～0.0013mSv/年と1mSv/年を大きく下回りました。
- 2,000Bq/kg の焼却灰を運搬・埋立する場合に一般公衆が受ける線量を試算したところ、0.00076～0.0014mSv/年と1mSv/年を大きく下回りました。
- 以上の試算は安全側に立って余裕を持たせた条件での試算を行っていますので、処理を行う際に実際に受ける線量は試算結果よりも小さくなり、府民の健康に影響がないレベルのものと考えられます。

※1：Sv(シーベルト)とは、放射線によって人体が受ける影響を表す単位です。

ひとりの人間が1年間に受ける自然放射線量は世界平均で2.4ミリシーベルト、日本全国平均で1.48ミリシーベルトです。

一般公衆の年間線量限度は、国際放射線防護委員会(ICRP)勧告により、自然放射線と医療放射線を除いて1ミリシーベルトとされています。



(注1) 本図中の数値は実測線量または実測線量で記載。
(注2) 自然放射線の量については、時間によるラドン濃度の変動を考慮した場合の値。

<出典：資源エネルギー庁資料>

※2：Bq（ベクレル）とは、放射性物質が放射線を出す能力（1秒間に原子核が崩壊する数）を表す単位です。

人の体内には、食品に含まれる自然界由来の様々な放射性物質が存在し、体重60kgあたりカリウム40で4,000ベクレル、炭素14で2,500ベクレルとなっており、1kgあたりではそれぞれ67ベクレル、42ベクレルとなります。



こんぶ しいたけ ほうれん草
カリウム40を多く含む食物



魚 貝
ポロニウム210を多く含む食物

●体内の放射性物質の量
(体重60kgの平均的な日本人の場合)

カリウム40	4,000ベクレル
炭素14	2,500ベクレル
ルビジウム87	500ベクレル
鉛210・ポロニウム210	20ベクレル

出典：原子力安全研究協会「生活関連放射線データに関する研究」
(昭和58年)

- (3) 災害廃棄物は、被災県において選別・破砕処理した後、木くず、紙くずなど組成ごとの放射性物質濃度を測定し、受入れの目安値 100Bq/kg を確保したものを、コンテナに積み込んで船舶により大阪府域に運搬する。その後、選別・仕分けされ市町村等の焼却施設において焼却処理を行い、焼却に伴い発生する焼却灰等を埋立ての目安値 $2,000\text{Bq/kg}$ 以下で適正に処分する。各処理工程の周辺住民や作業員の受ける線量の試算結果を図1に示す。

5 災害廃棄物の処理の流れの概要

(1) 被災県での処理

被災現場で発生した災害廃棄物はまず一次仮置場に集められ、そこで重機や手選別により粗選別される。次に、二次仮置場では、粗選別した災害廃棄物を処理施設で選別・破砕し、コンテナに積み込む。

なお、セシウムは汚泥や土砂類に付着しやすいことから、災害廃棄物を選別・破砕処理する者は、可能な限り表面の汚泥・土砂類を取り除くこととする。

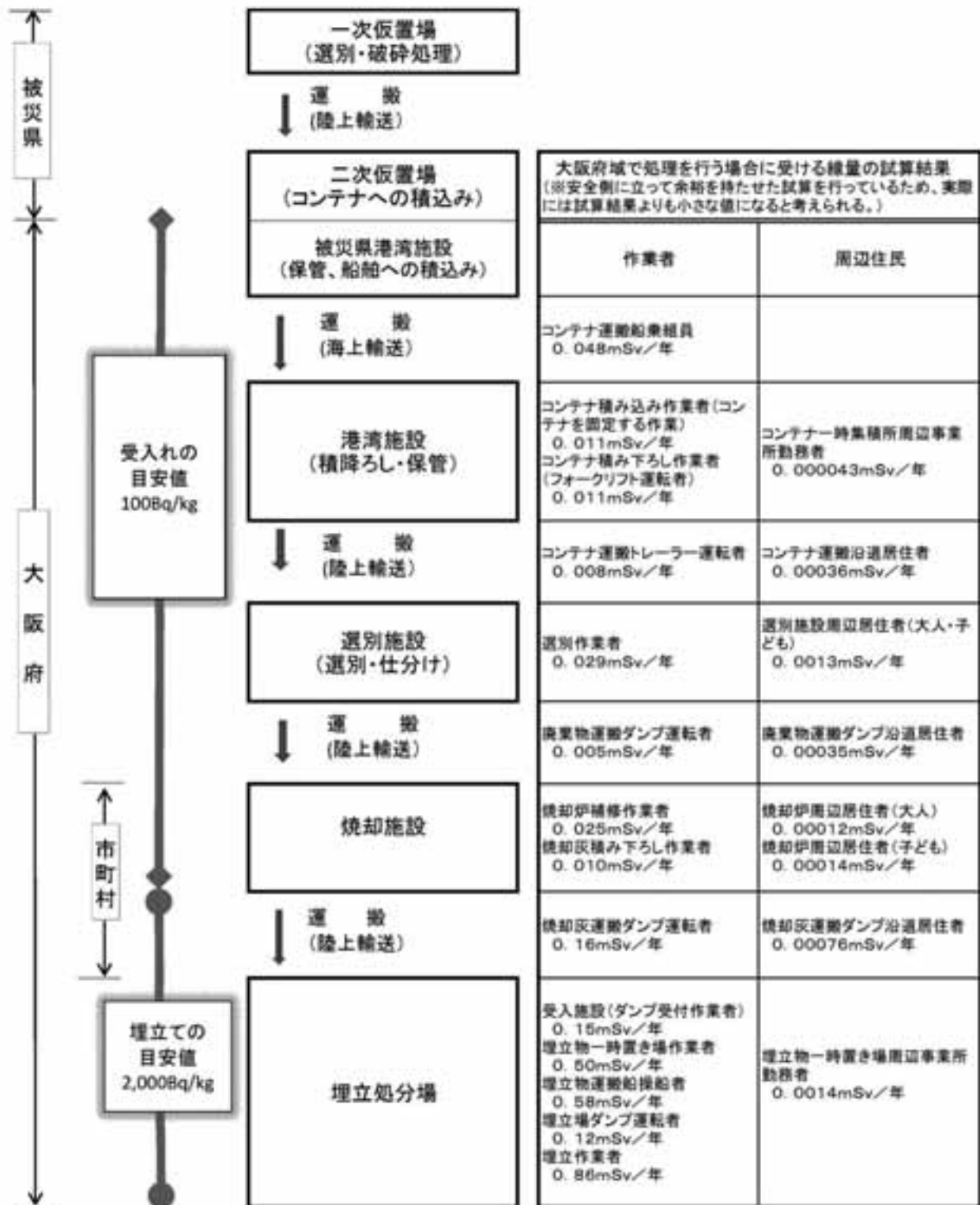
(2) 大阪府域での処理

被災地からコンテナにより運搬されてきた災害廃棄物は、屋内選別施設で下ろされ、処理施設で選別された後、焼却施設ごとに仕分けられる。

災害廃棄物の焼却処理により発生した焼却灰等は、管理型最終処分場で埋立処分される。

災害廃棄物の処理の流れを図1に示す。

図1 災害廃棄物の処理の流れと各処理工程の周辺住民や作業者の受ける線量の試算結果



6 災害廃棄物の処理工程

1) 仮置場からの搬出作業について

- (1) 災害廃棄物が積み込まれたコンテナの運搬作業にあたっては、作業に伴う騒音または振動によって周辺の生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講じることとする。
- (2) 受入れの目安値を管理するために、受け入れる災害廃棄物については、選別・破碎後の災害廃棄物についてストックヤードで組成ごとに放射性物質濃度を測定する。受入れの目安値の確認は全量検査ではないことから、それを補完するため、コンテナに積み込む前の災害廃棄物について、コンテナ積込ヤードで空間線量率、遮蔽線量率（※3）を測定する。また、災害廃棄物を積み込んだ後のコンテナについては、港湾労働者の作業環境の安全のための数値 $0.3 \mu\text{Sv/h}$ （マイクロシーベルト毎時）を確認するために、海上輸送ヤードで空間線量率を測定する。測定対象等詳細については、図2及び表1のとおりとする。

※3：遮蔽線量率とは、鉛製の箱の中で試料に測定器を接触させて測る線量率の測定です。これにより、周辺からの影響を受けずに試料そのものから出る線量率を測定することができます。箱の中に試料を入れない状態で測った線量率をバックグラウンドとし、遮蔽線量率の測定値は、バックグラウンド遮蔽線量率を除いた値とします。

測定の結果に応じて、次のとおり対応することとする。

- ア 選別・破碎後の災害廃棄物の放射性物質濃度が受入れの目安値を超過した場合は、搬出しない。
- イ コンテナ積込ヤードにある災害廃棄物の空間線量率がバックグラウンド空間線量率の3倍以上（※4）となった場合は、当該災害廃棄物の空間線量率の詳細調査を行い、線量率測定値の分布を把握する。把握した分布に応じて試料採取を行い、災害廃棄物の放射性物質濃度を測定する。受入れの目安値を超過した場合は、搬出しない。

※4：国のガイドラインでは、バックグラウンド空間線量率に比べ有意に高いことが認められた場合は、搬出は行わず域内処理するとなっており、有意値については、港湾におけるコンテナの除染を行うバックグラウンド空間線量率の3倍値を参考として挙げています。

- ウ コンテナ積込ヤードにある災害廃棄物の遮蔽線量率が遮蔽線量率の暫定値（※5）を超えた場合は、当該災害廃棄物の空間線量率の詳細調査を行い、線量率測定値の分布を把握する。把握した分布に応じて試料採取を行い、災害廃棄物の放射性物質濃度を測定する。受入れの目安値を超過した場合は、搬出しない。

※5：東京都は、焼却灰が $8,000\text{Bq/kg}$ を超えないようにするため、遮蔽線量率の測定値が $0.01 \mu\text{Sv/h}$ を超えた場合は搬出しないとしています。岩手県宮古市の先行事業では、遮蔽線量率の測定結果は、 $0.000 \sim 0.002 \mu\text{Sv/h}$ であり、放射性物質濃度の測定結果は、 40Bq/kg 未満でした。
東京都の測定結果を踏まえて、搬出する災害廃棄物が決まった段階で事前に調査を行い遮蔽線量率の暫定値を設定します。設定後も、データの蓄積を継続して行い相関関係を確認しながら進めます。

エ 海上輸送ヤードにある災害廃棄物を積み込んだコンテナの空間線量率が $0.3\mu\text{Sv/h}$ 以上となった場合は、コンテナ表面の除染を行い空間線量率を再測定する。除染後も $0.3\mu\text{Sv/h}$ 以上となった場合は、当該コンテナについては搬出しない。

図2 仮置場における廃棄物の流れと測定箇所

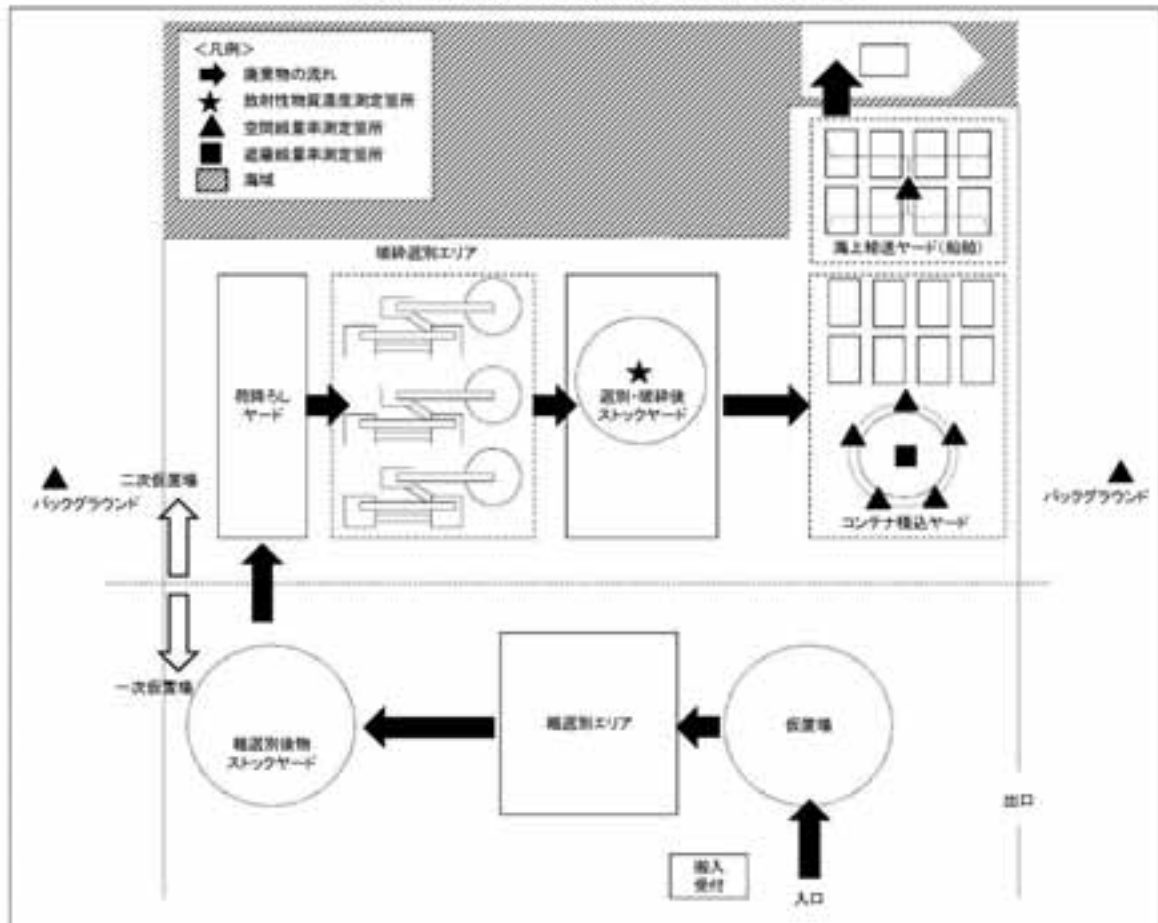


表1 仮置場での測定

測定対象	測定内容	測定回数	測定方法
選別・破碎後のストックヤードにある災害廃棄物	放射性物質濃度	山ごと (概ね搬出10分 (搬出10分：50コンテナ、800トン を想定))	廃棄物等の放射能調査・測定方法暫定マニュアルに定める方法 検出下限値については、府が定めた値とすること。
コンテナ積込ヤードにある災害廃棄物	空間線量率	山ごと (概ね搬出10分)	NaIシンチレーションサーベイメータ 山の大きさにより5～10地点、1地点につき山の下端から1m離れた位置にて高さ1mで測定、50回測定の平均値、時定数は20秒以上 バックグラウンド：作業前、50回測定の平均値 作業場による影響が生じない地点を選定(2地点) なお、詳細調査においては、山の表面近傍の空間線量率を測定する。
コンテナ積込ヤードにある災害廃棄物	遮蔽線量率	山ごと (概ね搬出10分)	NaIシンチレーションサーベイメータ 10箇所から均等に抽出しプラスチック袋に試料を5L詰めたものを1検体とし3検体作成、1検体ずつ遮蔽体内部に入れてサーベイメータの先端を袋面に直接静かに対して、50回測定の平均値、時定数は20秒以上 バックグラウンド：作業前、50回測定の平均値 遮蔽体内部に廃棄物を入れない状態で測定 目安値との評価は、3検体の平均値で行う。 なお、詳細調査においては、山の表面近傍の空間線量率を測定する。
海上輸送ヤードにあるコンテナ(災害廃棄物積込後)	空間線量率	コンテナごと	NaIシンチレーションサーベイメータ 左右側面、前後面の計面の中心で表面にてできる限り近づけて測定、50回測定の平均値、時定数は20秒以上

注1) 放射性物質濃度の測定値が、受入れの目安値より十分低くかつ増加傾向がみられない場合は、測定回数を減じることができる。

注2) 空間線量率、遮蔽線量率の測定値が一定期間、次の①から③に該当することがない場合は、測定回数を減じることができる。

- ①コンテナ積込ヤードにある災害廃棄物の空間線量率がバックグラウンド空間線量率の3倍以上となった場合
- ②コンテナ積込ヤードにある災害廃棄物の遮蔽線量率が遮蔽線量率の暫定値を超えた場合
- ③海上輸送ヤードにあるコンテナ(災害廃棄物積込後)の空間線量率が $0.3 \mu\text{Sv/h}$ 以上となった場合

2) 災害廃棄物の運搬について

(1) 被災地からの運搬

ア 被災地から府域への災害廃棄物の運搬は、災害廃棄物の飛散、流出及び悪臭の防止を徹底するため、密閉式のコンテナを用いる。また、被災地は大阪から遠隔地にあることから、輸送の効率化を図るため原則として海上輸送することとする。

イ コンテナにより災害廃棄物を運搬する者は、適宜、密閉式のコンテナの開鎖状況及び内容物の漏洩がないことを目視で確認することとする。

ウ 府域で陸揚げする前に、輸送中の汚染がないことを確認するため輸送されたコンテナについて、船舶上でコンテナごとに空間線量率を測定する。測定対象等詳細については、図3及び表2のとおりとする。

測定の結果、輸送されたコンテナの空間線量率が $0.3 \mu\text{Sv/h}$ 以上となった場合は、陸揚げせず、被災地に戻すこととする。

エ 陸揚げ後、港湾施設においてコンテナの保管を行う場合は、当該保管場所で空間線量率を測定する。測定対象等詳細については、図3及び表2のとおりとする。

図3 府域の港湾施設における廃棄物の流れと測定箇所

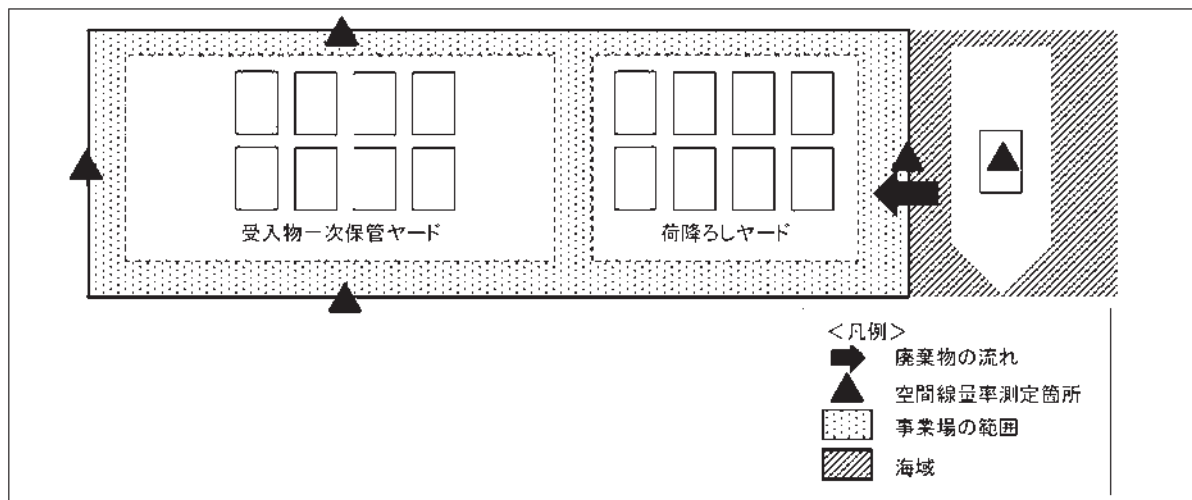


表2 府域の港湾施設での測定

測定対象	測定内容	測定回数	測定方法
輸送されたコンテナ	空間線量率	コンテナごと	NaIシンチレーションカウンタ・イメージタ 測定可能な面（被災地であるこのコンテナについて1面で確認しているため）の中心で表面にできる限り近づけて測定、5回測定の平均値、測定数は20秒以上
敷地境界（港湾施設保管場所）	空間線量率	受入前：1日1回（5日間） 受入中：週1回	NaIシンチレーションカウンタ・イメージタ 敷地境界4方向4地点、高さ1mで測定、5回測定の平均値、測定数は20秒以上

注）空間線量率の測定値が一定期間、次の①、②に該当することがない場合は、測定回数を減じることができる。

①輸送されたコンテナの空間線量率が $0.3\mu\text{Sv/h}$ 以上となった場合

②港湾施設保管場所の敷地境界の空間線量率が異常に高くなった場合（※6）

※6：異常に高くなった場合とは、バックグラウンド空間線量率を除いた空間線量率の測定値が、 $0.19\mu\text{Sv/h}$ 以上となることをいいます。

その考え方は、災害廃棄物の処理にあたって、周辺住民や作業者の受ける線量限度を、 1mSv/年 を下回ることから1時間あたりに換算すると、 $0.19\mu\text{Sv/h}$ となります。（1日のうち屋外に8時間、屋内に（遮蔽効果（0.4倍）のある木造家屋）に16時間滞在するという生活パターンを仮定： $0.19\mu\text{Sv/h} \times (8\text{時間} + 0.4 \times 16\text{時間}) \times 365\text{日} = 1\text{mSv/年}$ ）

(2) 選別施設への運搬

府域に陸揚げされたコンテナの選別施設への運搬は、車両により行うこととする。

(3) 焼却施設への運搬

選別施設から焼却施設への運搬は、荷台シート掛けのダンプトラック又はバッカー車によることとする。

(4) 埋立処分場への運搬

焼却施設から埋立処分場への運搬は、荷台シート掛けのダンプトラックまたは天蓋車によることとする。また、焼却灰等の飛散または流出の防止のため、ダンプトラックまたは天蓋車のシート掛けについては、二重掛けにすることとする。

3) 選別・中間処理について

(1) 選別・仕分け処理について

ア 受け入れた災害廃棄物は、コンテナからの荷降ろし作業や災害廃棄物の選別・破砕施設による処理が全て建屋内で行うことができる広さを有する施設で行うこととする。

イ 選別した金属くずについては、溶解により再生原料として処理される場合には再生利用することも可能。金属くずを再生利用する者は、当該金属くずの放射性物質濃度が 100Bq/kg 以下であることを確認することとする。

なお、木くずについては、再生利用されたのち、いずれ府が管理できない状況で焼却される可能性があることから、再生利用しないこととする。

ウ 石綿が混入していないことを確認するために、選別施設の敷地境界、事業場内（荷降ろしヤード）で石綿濃度を測定する。

測定の結果、選別施設の敷地境界、事業場内の大気中の石綿濃度が 10本/L （リットル）を超過した場合は、処理を中断し、廃棄物の詳細調査を行い、石綿の付着、混入のおそれのある災害廃棄物については、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」に基づいて適切に処理する。

エ 選別施設の敷地境界、事業場内（荷降ろしヤード、仕分け・計量ヤード）で空間線量率を測定する。測定対象等詳細については、図4及び表3のとおりとする。

測定の結果、選別施設の敷地境界、事業場内の空間線量率が異常に高くなった場合は、処理を中断し、選別施設にある災害廃棄物を人が近づかない場所に保管した後、詳細に空間線量率、放射性物質濃度の測定を行い、受入れの目安値を超過した廃棄物については、被災地に戻す。

図4 選別施設における廃棄物の流れと測定箇所

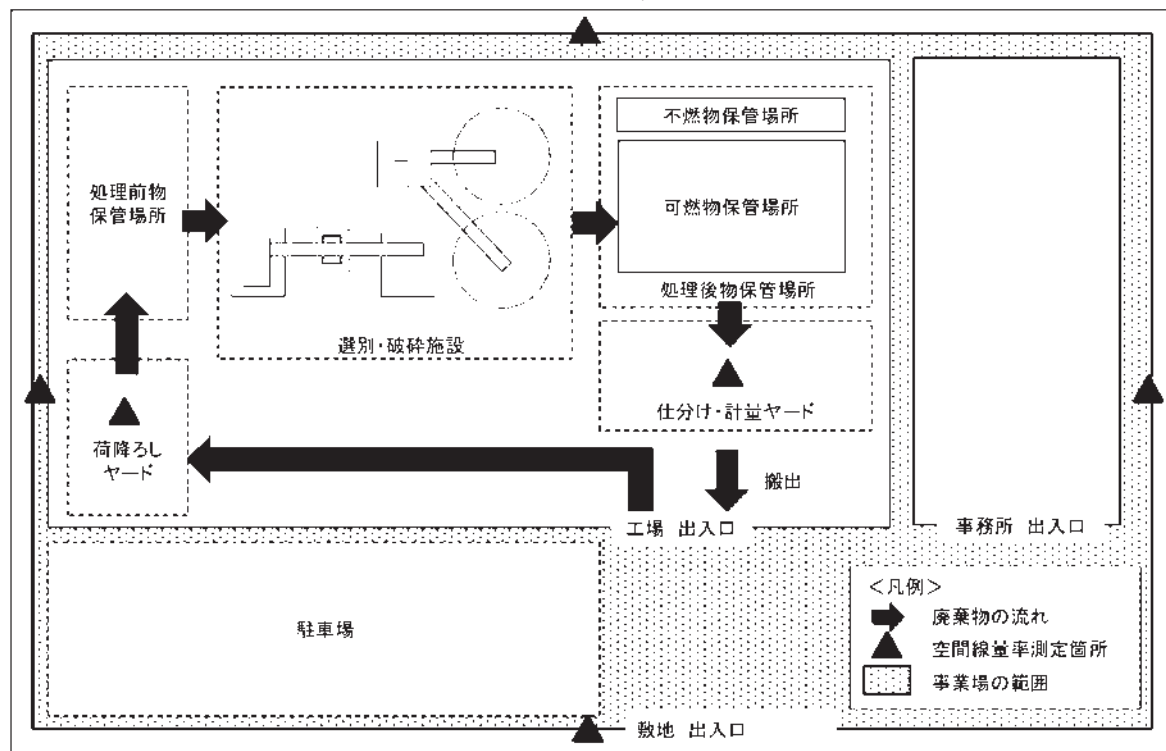


表3 選別施設での測定

測定対象	測定内容	測定回数	測定方法
敷地境界、事業場内（荷降ろしヤード）	放射性濃度	受入前：1日1回 受入中：月10回	大阪府公告第二十四号の二「放射性の濃度の測定方法」敷地境界4方向1地点、事業場内1地点、試料採取高さ原則2m以内
敷地境界、事業場内（荷降ろしヤード、仕分け・計量ヤード）	空間線量率	受入前：1日1回（5日間） 受入中：週10回	NaIシンチレーションサーベイメータ 敷地境界4方向1地点、事業場内各1地点、高さ1mで測定、5分間測定の平均値、時定数は20秒以上
選別施設にある災害廃棄物	放射性物質濃度	—	廃棄物等の放射能調査・測定方法暫定マニュアルに定める方法 検出下限値については、府が定めた値とすること。

注) 敷地境界、事業場内の空間線量率の測定値が一定期間、異常に高くなることがない場合は、測定回数を減じることができる。

(2) 焼却処理について

ア 焼却処理は、廃棄物処理法第8条第1項の一般廃棄物処理施設又は同法第15条第1項の産業廃棄物処理施設（同法第15条の2の5の産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例の届出を行ったもの）である市町村もしくは民間の焼却施設で行うこととする。

イ 焼却処理は、バグフィルターが設けられている施設、バグフィルターに湿式排ガス処理装置が設けられている施設又はこれらと同等の処理能力を有する排ガス処理装置が設置されている施設で行うこととする。

ウ 焼却灰のみを熔融する灰溶融炉については、災害廃棄物の処理には用いないものとする。

エ 災害廃棄物の焼却処理は、残存する塩素による施設の劣化を防ぐため、通常ごみと一定割合で混合焼却する。

オ 焼却施設から排出される排ガス中の塩化水素・ダイオキシン類・重金属類等を測定し、廃棄物処理法・大気汚染防止法・ダイオキシン類対策特別措置法・大阪府生活環境の保全等に関する条例の排出基準を遵守することとする。測定は、廃棄物処理法及び各法令に定める頻度・方法により、実施時期については、可能な限り災害廃棄物を焼却する期間内に実施することとする。

カ 焼却施設から排出される排水中のダイオキシン類・重金属類等を測定し、水質汚濁防止法・ダイオキシン類対策特別措置法・大阪府生活環境の保全等に関する条例の排水基準（下水道法が適用される施設については下水道法で定める基準）を遵守することとする。測定は、水質汚濁防止法及び各法令に定める頻度・方法により、実施時期については、可能な限り災害廃棄物を焼却する期間内に実施することとする。

キ 焼却施設から排出される排ガス、排水の放射性物質濃度は、3ヶ月間の平均濃度について、次の式により算定した値が1を超えないようにすることとする。

(ア) 排ガス中の放射性物質濃度

$$\frac{\text{セシウム 134 の濃度 (Bq/m}^3\text{)}}{20 \text{ (Bq/m}^3\text{)}} - \frac{\text{セシウム 137 の濃度 (Bq/m}^3\text{)}}{30 \text{ (Bq/m}^3\text{)}}$$

(イ) 排水中の放射性物質濃度

$$\frac{\text{セシウム 134 の濃度 (Bq/L)}}{60 \text{ (Bq/L)}} - \frac{\text{セシウム 137 の濃度 (Bq/L)}}{90 \text{ (Bq/L)}}$$

Bq : ベクレル
m³ : 立方メートル
L : リットル

ク 焼却施設の敷地境界、事業場内（焼却炉周辺、灰処理設備周辺、灰ビット周辺）で空間線量率を測定する。焼却施設の排ガス、排水及び焼却に伴い発生する焼却灰（主灰、飛灰）、溶融スラグ、溶融飛灰並びに排水汚泥について、放射性物質濃度を測定する。測定対象等詳細については、図5及び表4のとおりとする。

測定の結果、焼却施設の敷地境界、事業場内の空間線量率が異常に高くなった場合及び排ガス、排水、主灰、飛灰、溶融スラグ、溶融飛灰、排水汚泥の放射性物質濃度が次の（ア）又は（イ）に該当した場合は、処理を中断し、廃棄物、焼却施設の詳細調査を行い、焼却施設に原因がある場合は、当該施設での処理を中止する。埋立ての日安値を超過した主灰、飛灰、溶融スラグ、溶融飛灰、排水汚泥については、作業者が放射線による影響を受けないように措置をとった上で、処理方法について検討する。

- （ア） 排ガス、排水の放射性物質濃度について、（２）キの式により算定した値が１を超過した場合
（イ） 主灰、飛灰、溶融スラグ、溶融飛灰、排水汚泥の放射性物質濃度が埋立ての日安値を超過した場合

図５ 焼却施設における廃棄物の流れと測定箇所

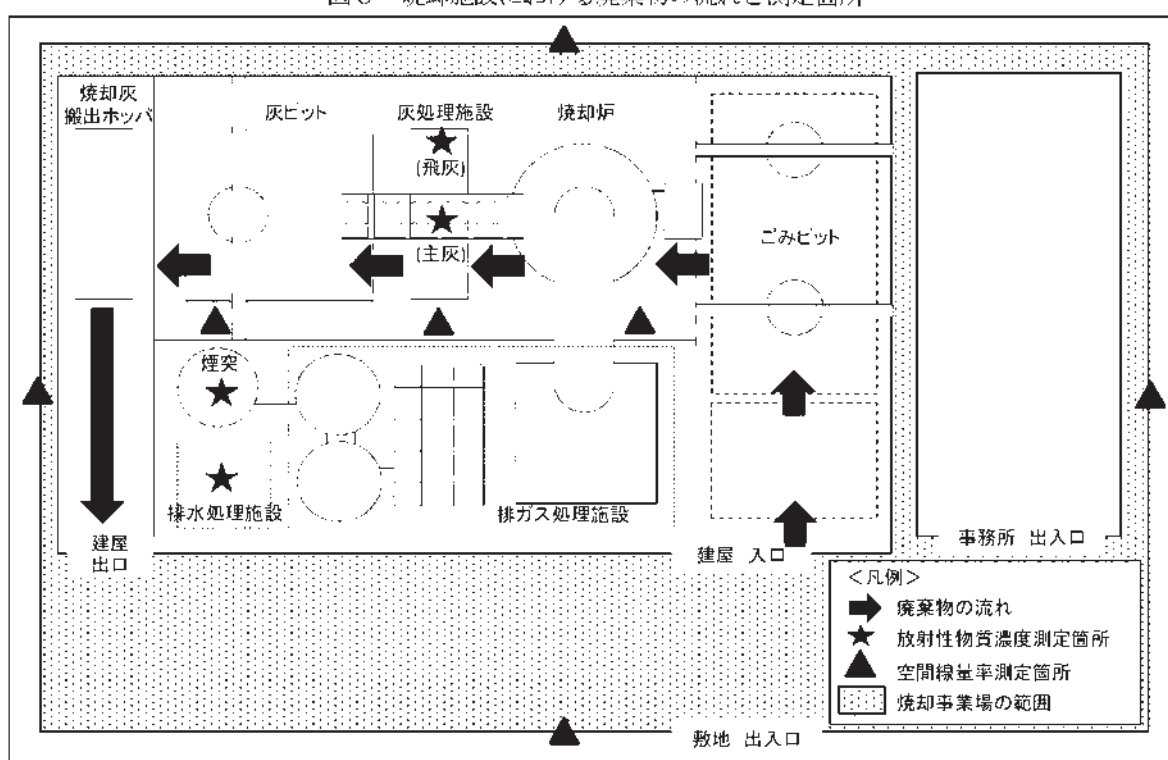


表４ 焼却施設での測定

測定対象	測定内容	測定回数	測定方法
敷地境界、事業場内（焼却炉周辺、灰処理設備周辺、灰ビット周辺）	空間線量率	受入前：111回（5日間） 受入中：週1回	NaIシンチレーションサーベイメータ 敷地境界4方向4地点、事業場内各1地点、高さ1mで測定、5回測定の平均値、測定数は20秒以上
排ガス、排水、主灰、飛灰、溶融スラグ、溶融飛灰、排水汚泥	放射性物質濃度	受入前：11回 受入中：月11回	廃棄物等の放射能調査・測定方法評定マニュアルに定める方法 検出下限値については、府が定めた値とすること。

注１）放射性物質濃度の測定値が次の①、②に示す値より十分低かつ増加傾向がみられない場合は、測定回数を減じることができる。

①排ガス、排水の放射性物質濃度（（２）キの式により算定した値）について、１

②主灰、飛灰、溶融スラグ、溶融飛灰、排水汚泥の放射性物質濃度について、埋立ての日安値

注２）敷地境界、事業場内の空間線量率の測定値が一定期間、異常に高くなることのない場合は、測定回数を減じることができる。

4) 埋立処分について

(1) 焼却処理により発生した焼却灰（主灰、飛灰）、排水汚泥等並びに選別・仕分け処理により取り除かれた不燃物については、管理型最終処分場で埋立処分することとする。

(2) 水面における埋立処分

放射性物質濃度が 8,000Bq/kg 以下の焼却灰等の埋立処分については、平成 23 年 8 月 29 日付け環境省通知「一般廃棄物処理施設における放射性物質に汚染されたおそれのある廃棄物の処理について」により、焼却灰等と水がなるべく接触しないような対策の考慮や、土壌の層の上に焼却灰を埋め立てるなど、より安定した状態で埋立処分を行うよう示されているが、水面における埋立処分の取扱いについては、具体的な見解は示されていない。

今後、国から処理基準について見解が示された段階で、専門家の意見を聞き、処理方法について取りまとめることとする。

(3) 陸上部における埋立処分

ア 埋立処分に当たっては、次のとおり行うこととする。

(ア) 焼却灰等の埋立場所が特定できるように措置する。

(イ) 埋め立てる焼却灰等と水がなるべく接触しないように場内の水が溜まりやすい場所での埋立ては行わない。

(ウ) 土壌の層の上に焼却灰等を埋め立てる。

(エ) 飛散、流出防止のため即日覆土を施す。

イ 最終処分場の排水中のダイオキシン類・重金属類等を測定し、廃棄物処理法の排水基準を遵守することとする。測定は、廃棄物処理法に定める頻度・方法により実施することとする。

ウ 最終処分場の排水口における放流水の放射性物質濃度は、3 ヶ月間の平均濃度について、次の式により算定した値が 1 を超えないようにすることとする。

$$\frac{\text{セシウム 134 の濃度 (Bq/L)}}{60 \text{ (Bq/L)}} - \frac{\text{セシウム 137 の濃度 (Bq/L)}}{90 \text{ (Bq/L)}} \quad \begin{array}{l} \text{Bq : ベクレル} \\ \text{L : リットル} \end{array}$$

コ 最終処分場の敷地境界、埋立区画、埋立作業場所及び受入施設がある場合は、受入施設の敷地境界、事業場内 1 地点で空間線量率を測定する。最終処分場の放流水、排水処理施設に入る前の原水、排水処理施設からの排水汚泥について、放射性物質濃度を測定する。測定対象等詳細については、図 6 び表 5 のとおりとする。

測定の結果、最終処分場の敷地境界、埋立区画、埋立作業場所及び受入施設の敷地境界、事業場内の空間線量率が異常に高くなった場合並びに最終処分場の放流水、排水汚泥の放射性物質濃度が次の（ア）又は（イ）に該当した場合は、処理を中断し、埋立物、埋立処分場の詳細調査を行い、埋立ての目安値を超過した埋立物、排水汚泥については、作業者が放射線による影響を受けないように措置をとった上で、処理方法について検討する。

(ア) 放流水の放射性物質濃度について、(3) ウの式により算定した値が 1 を超過した場合

(イ) 排水汚泥の放射性物質濃度が埋立ての目安値を超過した場合

図6 最終処分場における廃棄物の流れと測定箇所

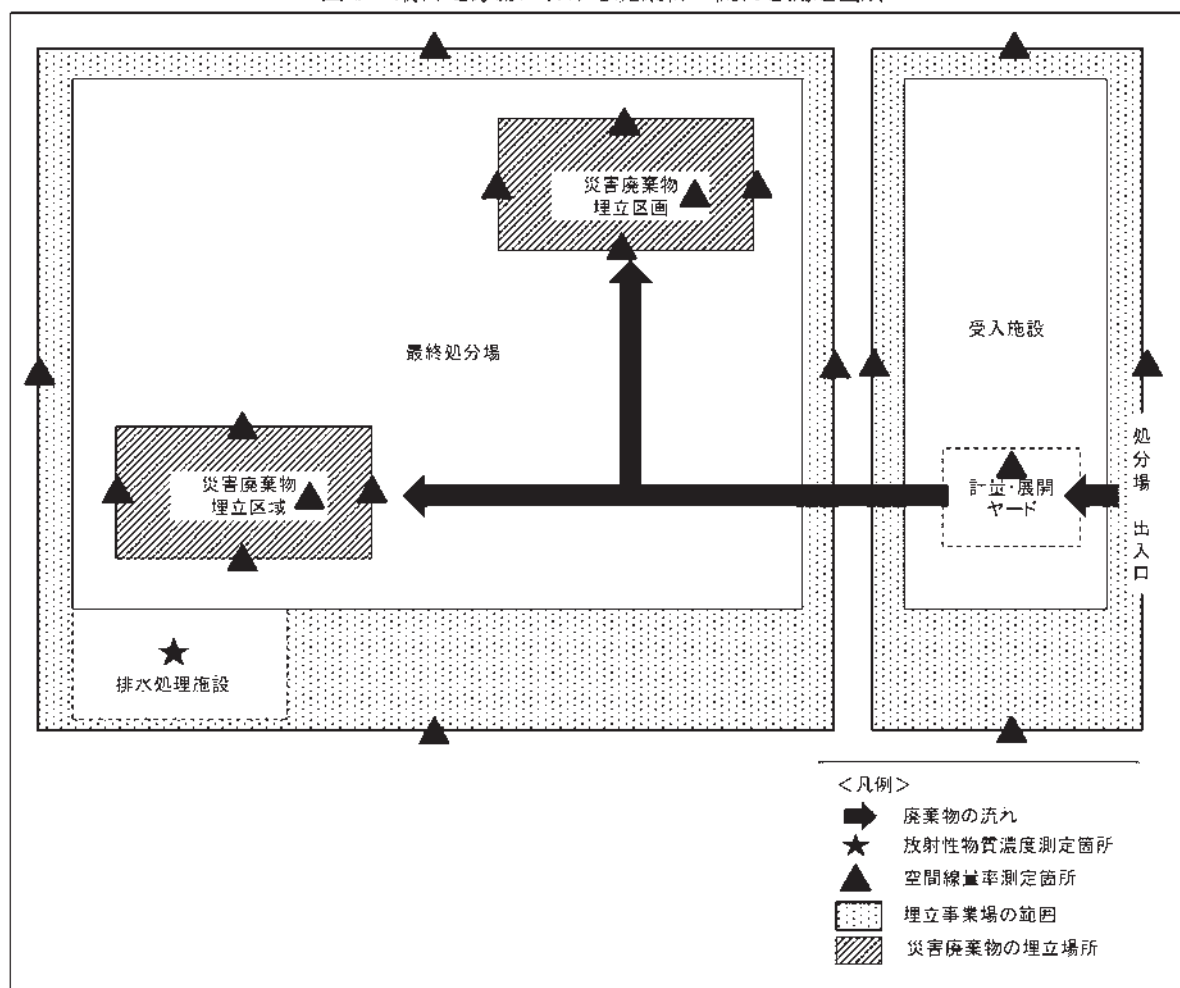


表5 最終処分場での測定

測定対象	測定内容	測定回数	測定方法
敷地境界、埋立区画、埋立作業場所 受入施設：敷地境界、事業場内1地点	空間線量率	受入前：1日1回（5日間） 受入中：週1回 台風、集中豪雨等の後は速やかに測定	NaIシンチレーションサーベイメータ 敷地境界4方向1地点、埋立区画ごと4方向1地点、埋立作業場所ごと1地点、受入施設事業場内1地点、高さ1mで測定、5回測定の平均値、測定数は20秒以上
原水、放流水、排水汚泥	放射性物質濃度	（原水、放流水） 受入前：1回 受入中：週1回（排水汚泥） 受入前：1回 受入中：2週間1回 台風、集中豪雨等の後は速やかに測定	廃棄物等の放射能調査・測定方法暫定マニュアルに定める方法 検出下限値については、府が定めた値とすること。

注1）放射性物質濃度の測定値が次の①、②に示す値より十分低くかつ増加傾向がみられない場合は、測定回数を減じることができる。

①放流水の放射性物質濃度（（3）ウの式により算定した値）について、1

②排水汚泥の放射性物質濃度について、埋立ての日安値

注2）最終処分場の敷地境界、埋立区画、埋立作業場所及び受入施設の敷地境界、事業場内の空間線量率の測定値が一定期間、異常に高くなることはない場合は、測定回数を減じることができる。

7 適正処理の管理

災害廃棄物の処理を行う者は、次のとおり行うこととする。

- (1) 処理を行う災害廃棄物の受入口、受入量、処理量及び搬出量等の処理の状況を把握し、記録する。
- (2) 災害廃棄物の受渡しの際、計量伝票を回付する。方法は紙式の産業廃棄物管理票等を利用する。

8 情報の公開

- (1) 災害廃棄物の処理を行う者は、処理の状況及び測定結果（以下「処理の状況等」という）を府に定期的に報告すること。
- (2) 府は報告を受けた処理の状況等を速やかに公表するものとする。

行政だより

報道発表資料

平成 23 年 12 月 27 日

「廃棄物関係ガイドライン」（事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理等に関するガイドライン）の公表について（お知らせ）

環境省では、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（放射性物質汚染対処特措法）」に基づき、事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の保管や処理の基準を定めた環境省令などを具体的に説明する「廃棄物関係ガイドライン」を策定しましたので公表します。

ガイドラインは五部で構成され、「第一部 汚染状況調査方法ガイドライン」「第二部 特定一般廃棄物・特定産業廃棄物関係ガイドライン」「第三部 指定廃棄物関係ガイドライン」「第四部 除染廃棄物関係ガイドライン」「第五部 放射能濃度等測定方法ガイドライン」から成っています。

1. 位置づけ

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故によって放出された放射性物質による環境の汚染が生じており、これによる人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することが喫緊の課題となっています。こうした状況を踏まえ、平成 23 年 8 月に「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成 23 年法律第 110 号。以下、「法」）が議員立法により可決・成立し、公布されました。

ADMINISTRATION INFORMATION

環境省では、廃棄物の排出者、市町村等を含む廃棄物処理を行う者等のこれまでの廃棄物の処理に関わってきた方々に具体的にわかりやすく説明するため、廃棄物関係ガイドラインを策定しました。

本ガイドラインは、特定一般廃棄物・特定産業廃棄物関係など法の施行に最低限必要な事項のみを先行的にまとめたものです。特定廃棄物に関する事項など、第1版に記載されていない事項については、今後速やかに追加していくこととしております。また、現時点では本ガイドラインで示した方法で廃棄物処理を実施することが妥当と考えられますが、今後の知見の蓄積を踏まえ、随時改訂を行っていきます。

2. ガイドラインの構成

第一部 汚染状況調査方法ガイドライン

廃棄物の汚染状況の調査方法

第二部 特定一般廃棄物・特定産業廃棄物関係ガイドライン

特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の収集運搬、中間処理、埋立処分方法

第三部 指定廃棄物関係ガイドライン

指定廃棄物の現場保管、収集運搬方法

第四部 除染廃棄物関係ガイドライン

除染廃棄物の現場保管方法

第五部 放射能濃度等測定方法ガイドライン

排ガス、排水中の事故由来放射性物質の濃度等の測定方法

添付資料

[はじめに \[PDF 288KB\]](#)

[第一部 汚染状況調査方法ガイドライン \[PDF 985KB\]](#)

[第二部 特定一般廃棄物・特定産業廃棄物関係ガイドライン \[PDF 1,316KB\]](#)

[第三部 指定廃棄物関係ガイドライン \[PDF 2,183KB\]](#)

[第四部 除染廃棄物関係ガイドライン \[PDF 1,061KB\]](#)

行政だより

第五部 放射能濃度等測定方法ガイドライン [PDF 1,256KB]

連絡先

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

廃棄物対策課（第一部について）

代表 : 03-3581-3351

直通 : 03-5501-3154

課長 : 山本 昌宏（内線 6841）

課長補佐 : 坂口 芳輝（内線 6842）

担当 : 大野 皓史（内線 6099）

産業廃棄物課（第二～五部について）

代表 : 03-3581-3351

直通 : 03-5501-3156

課長 : 廣木 雅史（内線 6871）

課長補佐 : 足立 晃一（内線 6872）

担当 : 佐川 龍郎（内線 6895）

ADMINISTRATION INFORMATION

環 廃 企 発 第 111228002 号
環 水 大 総 発 第 111228002 号
平 成 23 年 12 月 28 日

各都道府県知事 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長

環境省水・大気環境局長

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法の施行について

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号。以下「法」という。）については、本年8月23日に衆議院環境委員長から第177回国会に提出され、8月26日に成立し、8月30日に公布され、同日にその一部が施行されたところである。また、法の制定の趣旨、概要及び法公布日に施行された部分の内容等については、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法の施行について」（平成23年8月31日付環廃企発第110831001号及び環水大総発第110831002号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長及び水・大気環境局長通知）において通知したところである。

今般、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行令（平成23年政令第394号。以下「施行令」という。）、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成23年環境省令第33号。以下「規則」という。）及び汚染廃棄物対策地域の指定の要件等を定める省令（平成23年環境省令第34号。以下「地域指定要件省令」という。）並びに関係告示が公布され、平成24年1月1日の法の完全施行と併せて施行されることとされた。

については、下記の事項に留意の上、法の円滑かつ適切な運用を図られるようお願いする。また、貴管内市町村等に対しては、貴職より周知願いたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添える。

行政だより

記

第1 定義（法第2条）

法第2条において、法における用語の定義を定めている。

このうち、同条第2項において、「廃棄物」とは、「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（土壌を除く。）をいう。」とされており、この定義は、放射性物質及びこれによって汚染された物の取扱いを除けば、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第2条第1項に規定され、同法の規制対象となる「廃棄物」の定義と同様のものとなっている。したがって、廃棄物処理法の運用との整合性の観点からも、ある物が法第2条第2項に規定する廃棄物に該当するか否かは、廃棄物処理法の運用と同様に、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断することが適当である。なお、廃棄物該当性の判断の詳細については、「行政処分の指針について」（平成17年8月12日付環産発第050812003号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）等を参照されたい。

第2 対策地域内廃棄物の処理（法第11条から第15条まで）

1 汚染廃棄物対策地域の指定等（法第11条・第12条）

（1）趣旨

法第11条において、環境大臣は、その地域内にある廃棄物が特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質により汚染されているおそれがあると認められることその他の事情から国がその地域内にある廃棄物の処理を実施する必要がある地域として一定の要件に該当するものを、汚染廃棄物対策地域として指定することができるとされている。

（2）汚染廃棄物対策地域の指定の要件

汚染廃棄物対策地域の指定の要件については、地域指定要件省令第2条において、以下の①の要件に該当し、②の要件に該当しないこととしている。

① 次のいずれかに該当すること。

- ア 警戒区域・計画的避難区域であること、又はこれらの区域であったこと。
- イ その区域の大部分が警戒区域・計画的避難区域である市町村の区域であること、又はその区域の大部分が警戒区域・計画的避難区域であった市町村の区域であること。

② その区域内にある廃棄物の収集、運搬、保管及び処分が相当程度実施されていることその他の事情から国が当該廃棄物の収集、運搬、保管及び処分を実施する必要があると認められない区域であること。

（3）汚染廃棄物対策地域の範囲

次に掲げる区域が、汚染廃棄物対策地域として指定され、汚染廃棄物対策地域及び除染特別地域を指定する件（平成23年環境省告示第106号）により公告されている。

ADMINISTRATION INFORMATION

- ① 東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径 20 キロメートル圏内の区域
- ② 葛尾村、浪江町及び楡葉町の区域（①に掲げる区域を除く。）
- ③ 南相馬市の区域（原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城並びに同市内国
有林磐城森林管理署二〇〇四林班から二〇八七林班まで、二〇八八林班の一部、
二〇八九林班から二〇九一林班まで、二〇九五林班から二〇九九林班まで及び二
一三〇林班の区域に限り、①に掲げる区域を除く。）
- ④ 飯館村の区域
- ⑤ 川俣町の区域（山木屋並びに同町内国有林福島森林管理署一六一林班から一六
五林班まで及び一六七林班の区域に限る。）

2 対策地域内廃棄物処理計画の策定等（法第13条・第14条）

（1）趣旨

法第13条において、環境大臣は、汚染廃棄物対策地域を指定したときは、当該汚染廃棄物対策地域内にある廃棄物（当該廃棄物が当該汚染廃棄物対策地域外へ搬出された場合にあっては当該搬出された廃棄物を含み、環境省令で定めるものを除く。以下「対策地域内廃棄物」という。）の適正な処理を行うため、対策地域内廃棄物処理計画を定めなければならないとされている。

現在、対策地域内廃棄物処理計画の案を環境省において作成中であり、追って、関係地方公共団体に対する意見聴取の手続を実施させていただく予定であるので、御承知をおきたい。

（2）対策地域内廃棄物から除外される廃棄物

対策地域内廃棄物から除外される廃棄物としては、規則第3条において、以下のものを定めることとした。

- ① 警戒区域・計画的避難区域の指定が解除された後に、これらの区域であった区域において生じた廃棄物（当該区域内における土壌等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物を除く。）
- ② 汚染廃棄物対策地域の指定が行われた後に、当該汚染廃棄物対策地域に搬入された廃棄物

①は、警戒区域・計画的避難区域の指定が解除された後に、これらの区域であった区域において、日常生活や事業活動が営まれることに伴い生じた廃棄物は、土壌等の除染等の措置が行われることに伴い生じた廃棄物を除いて、対策地域内廃棄物とはならず、通常どおり、廃棄物処理法に基づく制度の中で処理が行われるという趣旨である。一方、警戒区域・計画的避難区域の指定が解除された後であっても、これらの区域であった区域において土壌等の除染等の措置が行われることに伴い生じた廃棄物は、引き続き対策地域内廃棄物として、国が処理を行うこととなる。

3 対策地域内廃棄物の処理（法第15条）

法第15条において、国は、対策地域内廃棄物処理計画に従って、対策地域内廃棄物の収集、運搬、保管及び処分をしなければならないとされている。

行政だより

第3 指定廃棄物の処理（法第16条から法第18条まで）

1 趣旨

法第16条第1項において、一定の要件に該当する水道施設、下水道、工業用水道施設、廃棄物処理施設及び集落排水施設の管理者等は、これらの施設から生じた汚泥、焼却灰等の廃棄物の汚染の状況について調査し、その結果を環境大臣に報告しなければならないとされている。また、法第17条において、環境大臣は、法第16条の調査の結果、事故由来放射性物質による汚染状態が一定の基準（指定基準）に適合しないと認められる廃棄物を、特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質により汚染された廃棄物として指定することとされ、法第19条において、法第17条の指定に係る廃棄物（以下「指定廃棄物」という。）は、国が収集、運搬、保管及び処分を行うこととされている。さらに、法第18条において、その占有する廃棄物の事故由来放射性物質による汚染の状況について調査した結果、当該廃棄物の事故由来放射性物質による汚染状態が指定基準に適合しないと思料する者は、環境大臣に対し、当該廃棄物を指定廃棄物として指定することを申請することができることとされている。

2 廃棄物の調査（法第16条）

（1）廃棄物の調査の義務の対象となる施設及び廃棄物

法第16条第1項の規定による調査の義務の対象となる施設、及び、施設の種類ごとの調査の対象となる廃棄物をまとめると、以下のとおりである。

【調査義務対象施設及び施設の種類ごとの調査対象廃棄物】

号	施設の種類		対象都県	廃棄物
1	水道施設		宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都（島しょ部を除く。）、新潟県（島しょ部を除く。）	脱水汚泥 乾燥汚泥
2	公共下水道 流域下水道	終末処理場において脱水汚泥が生ずるもの	福島県又は栃木県	脱水汚泥
		終末処理場において汚泥を焼却したものが生ずるもの	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都（島しょ部を除く。）、神奈川県	汚泥を焼却したもの
3	工業用水道施設		宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都（島しょ部を除く。）、新潟県（島しょ部を除く。）	脱水汚泥 乾燥汚泥
4	一般廃棄物焼却施設 産業廃棄物焼却施設		岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都（島しょ部を除く。）	ばいじん 燃え殻
5	集落排水施設		福島県	脱水汚泥 乾燥汚泥

ADMINISTRATION INFORMATION

表中の調査の対象施設に該当していても、一定の要件に該当し環境大臣の確認を受けたものについては、調査義務を免除することとしている（規則第6条、第8条、第9条、第11条、第32条及び第34条）。この要件については、①直近の廃棄物の調査に係る測定結果において、廃棄物のセシウム134及びセシウム137についての放射能濃度が800ベクレル毎キログラム以下であること、②直近3回以上の廃棄物の調査（60日以上にわたり行われている調査に限る。）に係る測定結果において、廃棄物のセシウム134及びセシウム137についての放射能濃度が全て6,400ベクレル毎キログラム以下であること、のいずれかに該当することとする。

また、特定一般廃棄物の処分の用に供される一般廃棄物焼却施設、特定産業廃棄物の処分の用に供される産業廃棄物焼却施設については、表中の対象都県にかかわらず、調査義務の対象となるので留意されたい（規則第32条第1号及び第34条第1号）。特定一般廃棄物・特定産業廃棄物については、第5の3を参照されたい。

事故由来放射性物質に汚染された廃棄物を的確に把握するという調査義務の趣旨にかんがみ、また、一体的な処理行程の途中にある調査対象廃棄物から試料の採取を行うのは現実的に困難な場合もあると考えられることから、試料の採取・測定は、原則として、調査対象廃棄物が設備から排出される形態・時点で行うこととする。

（2）廃棄物の調査の方法

廃棄物の調査の方法については、規則第5条において、以下のとおり定められている。

- ① 調査は、その対象とする廃棄物を、事故由来放射性物質（セシウム134及びセシウム137に限る。）による汚染状態がおおむね同一であると推定される単位（以下「調査単位」という。）に区分し、それぞれの調査単位ごとに行うこと。
- ② 調査単位のすべてについて、四以上の試料を採取すること。
- ③ 調査単位ごとに、②により採取された四以上の試料をそれぞれおおむね同じ重量混合すること。
- ④ ③により混合された試料のすべてについて、ゲルマニウム半導体検出器又はNaI（Tl）シンチレーションスペクトロメータを用いて、セシウム134についての放射能濃度及びセシウム137についての放射能濃度を測定すること。

調査単位の考え方、試料の採取方法、測定方法等の詳細については、別途環境省においてガイドラインを策定しているので、参照されたい（「汚染状況調査方法ガイドライン」）。

なお、試料の採取・測定の頻度については、法令上何ら規定していないことから、（3）の報告期限を超過しない範囲において、調査の実施者が任意に設定することが可能であるが、廃棄物が連続的に発生している場合においては、少なくとも1ヶ月に1回は調査・報告を行うことが適当である。

（3）調査結果の報告

規則第4条において、調査結果の報告は、調査対象廃棄物が生じた月の翌月の末日までに、調査対象廃棄物の種類及び数量並びに当該廃棄物が生じた時期、調査結果、調査対象廃棄物の保管場所の所在地等を記載した所定の報告書を提出して行うこととしている。ここで、「調査対象廃棄物が生じた月」とは、原則として、調査対象廃棄

行政だより

物が設備から排出された月を指すものと解することとする。また、調査結果については、報告書に記載するとともに、記載した調査結果を証する書類（測定を委託した業者の発行する測定結果証明書等）を添付することとする。

なお、報告は、施設の所在地を管轄する地方環境事務所長あてに行うこととしている。

（４）調査命令

法第16条第2項において、環境大臣は、法第16条第1項の規定により廃棄物の調査の結果を報告すべき者が、当該報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、その者に対し、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができることとされている。この命令の対象者としては、例えば、調査対象廃棄物が生じているにもかかわらず調査・報告を全く行わない者や、調査結果を偽って報告した者等が想定されるところであり、この命令に違反した場合、罰則が適用される。

3 指定廃棄物の指定（法第17条第1項）

環境大臣は、法第16条の調査の結果、事故由来放射性物質であるセシウム134についての放射能濃度及び事故由来放射性物質であるセシウム137についての放射能濃度の合計が8,000ベクレル毎キログラムを超える廃棄物を、指定廃棄物として指定することとしている。

4 指定廃棄物の指定の申請（法第18条）

法第18条に基づく指定廃棄物の指定の申請については、規則第17条及び第18条において、調査対象廃棄物の種類及び数量、調査結果、調査対象廃棄物の保管場所の所在地等を記載した所定の申請書を提出して行うこととしている。ここで、調査結果については、申請書に記載するとともに、記載した調査結果を証する書類（測定を委託した業者の発行する測定結果証明書等）を添付することとする。申請書にはこのほか、①調査対象廃棄物の写真、及び、②調査対象廃棄物の保管の状況を明らかにする書類・写真を添付することとする。

なお、調査単位の考え方、試料の採取方法、測定方法等の詳細については、法第16条第1項の調査と同様、別途環境省においてガイドラインを策定しているので、参照されたい（「汚染状況調査方法ガイドライン」）。なお、試料の採取方法について、法第16条第1項の調査では調査単位ごとに4点以上の試料を採取することとしている一方、法第18条第1項の申請に係る調査では、調査単位ごとに10点以上（水道施設等から生じた汚泥等にあつては4点以上）の試料を採取することとしているので、留意されたい。

5 指定廃棄物の現場保管（法第17条第2項・第18条第5項）

（１）保管基準の内容

法第17条第2項において、法第16条第1項の調査の実施者は、調査対象廃棄物が指定廃棄物として指定された場合、当該指定廃棄物が、国、国の委託業者等に引き渡されるまでの間、指定廃棄物の保管基準に従い、これを保管しなければならないとされている。また、法第18条第5項において、指定廃棄物の指定の申請をした者についても、同様の規定が置かれている。

ADMINISTRATION INFORMATION

指定廃棄物の保管基準の具体的内容としては、規則第15条において、例えば以下のような事項を定めることとした。

- ① 特定廃棄物の飛散・流出の防止のための措置（容器に収納する等）
- ② 公共の水域・地下水の汚染の防止のための措置（遮水シートの設置等）
- ③ 放射線防護のための措置（立入禁止区域を設ける、土壌で覆う等）
- ④ 敷地境界の空間線量の測定 等

このほか、指定廃棄物の保管基準においては、指定廃棄物の保管の場所を変更する場合に、あらかじめ、指定廃棄物の指定をした地方環境事務所長あてに届出を行うこととされている（規則第15条第13号）ので、留意されたい。

指定廃棄物の保管基準の詳細については、別途環境省においてガイドラインを策定しているので、参照されたい（「指定廃棄物関係ガイドライン」）。

（２）担保措置

法第49条第2項及び第50条第2項において、環境大臣は、指定廃棄物の保管の状況等を確認するため、指定廃棄物の保管を行う者に対し、報告徴収及び立入検査を行うことができるとされている。

また、法第51条第1項において、環境大臣は、指定廃棄物の保管基準に適合しない指定廃棄物の保管が行われた場合には、当該保管を行った者に対し、当該指定廃棄物の適正な保管のための措置その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができるとされている。

6 指定廃棄物の処理（法第19条）

法第19条において、国は、指定廃棄物の収集、運搬、保管及び処分をしなければならないとされている。

第4 特定廃棄物の処理基準（法第20条）

1 基準の内容

法第20条において、対策地域内廃棄物又は指定廃棄物（以下「特定廃棄物」という。）の収集、運搬、保管又は処分を行う者は、特定廃棄物の処理基準に従い、特定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分を行わなければならないとされている。

特定廃棄物の処理基準は、規則第23条から第26条までにおいて、収集、運搬、保管又は処分のそれぞれの行程ごとに定めたところであり、その具体的内容は、例えば、以下のとおりである。

（１）収集運搬基準（規則第23条）

- ① 特定廃棄物の飛散・流出等の防止のための措置（運搬容器に収納する等）
- ② 雨水の浸入防止のための措置（遮水シートで覆う等）
- ③ 特定廃棄物の運搬車である旨等の車体表示、運搬車への必要書面の備え付け
- ④ 運搬車両表面線量の制限（100マイクロシーベルト毎時） 等

（２）保管基準（規則第24条）

行政だより

- ① 特定廃棄物の飛散・流出の防止のための措置（容器に収納する等）
- ② 公共の水域・地下水の汚染の防止のための措置（遮水シートの設置等）
- ③ 放射線防護のための措置（立入禁止区域を設ける、土壌で覆う等）
- ④ 敷地境界の空間線量、周縁地下水の事故由来放射性物質の濃度の測定 等

（３）中間処理基準（規則第25条）

- ① ろ過式集じん方式の集じん器等の排ガス処理設備を備えた設備を用いた焼却
- ② 破砕によって生ずる粉じんの飛散防止のための措置（建物の中に設けられた設備を用いて破砕すること等）
- ③ 事業場の周辺の大気中及び公共の水域の水中の事故由来放射性物質等の濃度限度の設定
- ④ 中間処理に伴う排水・排ガスの事故由来放射性物質等の濃度の測定
- ⑤ 敷地境界の空間線量の測定 等

（４）最終処分基準（規則第26条）

- ① 放射線障害防止の効力を有する外周仕切設備を備えた遮断型処分場における埋立て（放射能濃度が100,000ベクレル毎キログラム超の特定廃棄物を埋め立てる場合）
- ② 放射能濃度が8,000ベクレル毎キログラム超100,000ベクレル毎キログラム以下の特定廃棄物を管理型処分場において埋め立てる場合の措置（固型化、不透水性土壌層の設置等）
- ③ 埋立地からの放流水、地下水等の事故由来放射性物質の濃度の測定
- ④ 最終処分場の周辺の公共の水域の水中の事故由来放射性物質の濃度限度の設定
- ⑤ 敷地境界の空間線量の測定
- ⑥ 一日の埋立作業を終了する場合の即日覆土の実施 等

これらの基準の内容は、安全評価の結果を踏まえ、事故由来放射性物質に汚染された廃棄物の処理の実施に当たり、安全確保のために必要な措置（放射線の遮へい、公共の水域や地下水の汚染の防止、施設からの排ガス・排水の管理等）を行うとともに、周辺線量、地下水、排ガス・排水等のモニタリングを行い、当該措置が適確に講じられていることを確認することにより、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響を受けた廃棄物の処理処分等に関する安全確保の当面の考え方について」（平成23年6月3日原子力安全委員会）において示されたためやす（処理に伴って周辺住民の受ける線量が1ミリシーベルト毎年を超えないようにすること等）を満足するようにし、住民の安全確保を図ることを旨として定めたものである。

なお、法第48条第1項の規定により、国、国の委託を受けて特定廃棄物の処理を行う者等以外の者は、特定廃棄物の処理を業として行ってはならないこととされているが、法第20条の規定による特定廃棄物の処理基準は、これらの特定廃棄物の処理を業として行うことができる者のみならず、特定廃棄物の処理を行う者すべてに適用されるものである。

2 担保措置

法第49条第3項及び第50条第3項において、環境大臣は、特定廃棄物の処理の状況等

ADMINISTRATION INFORMATION

を確認するため、特定廃棄物の処理を行った者その他の関係者に対し、報告徴収及び立入検査を行うことができるとされている。

また、法第51条第2項において、環境大臣は、特定廃棄物の処理基準に適合しない特定廃棄物の処理が行われた場合には、当該処理を行った者に対し、当該特定廃棄物の適正な処理のための措置その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができるとされている。

なお、報告徴収及び立入検査の対象者は、国の委託を受けて特定廃棄物の処理を行う者等に限られず、特定廃棄物の処理を行う者が一般的に含まれるほか、特定廃棄物の処理に関係する土地所有者等の関係者をも含むものである。

第5 特定廃棄物以外の廃棄物の処理

1 事故由来放射性物質により汚染されていない対策地域内廃棄物に係る廃棄物処理法の適用除外（法第21条）

法第21条において、対策地域内廃棄物であって事故由来放射性物質により汚染されていないものについては、廃棄物処理法の規定は、適用しないとされている。これは、対策地域内廃棄物については、法に基づく規制に従って国がその処理を行うこととされたことから、たとえ事故由来放射性物質によって汚染されていないものがあつたとしても、廃棄物処理法の規定は適用しないこととされているものである。

2 事故由来放射性物質により低レベルに汚染された廃棄物に係る廃棄物処理法の適用（法第22条）

廃棄物処理法第2条第1項においては、同法に基づく規制の対象となる「廃棄物」の定義が置かれており、この定義では、「放射性物質によって汚染された物」は、同法に基づく規制の対象となる「廃棄物」に該当しないこととされていた。

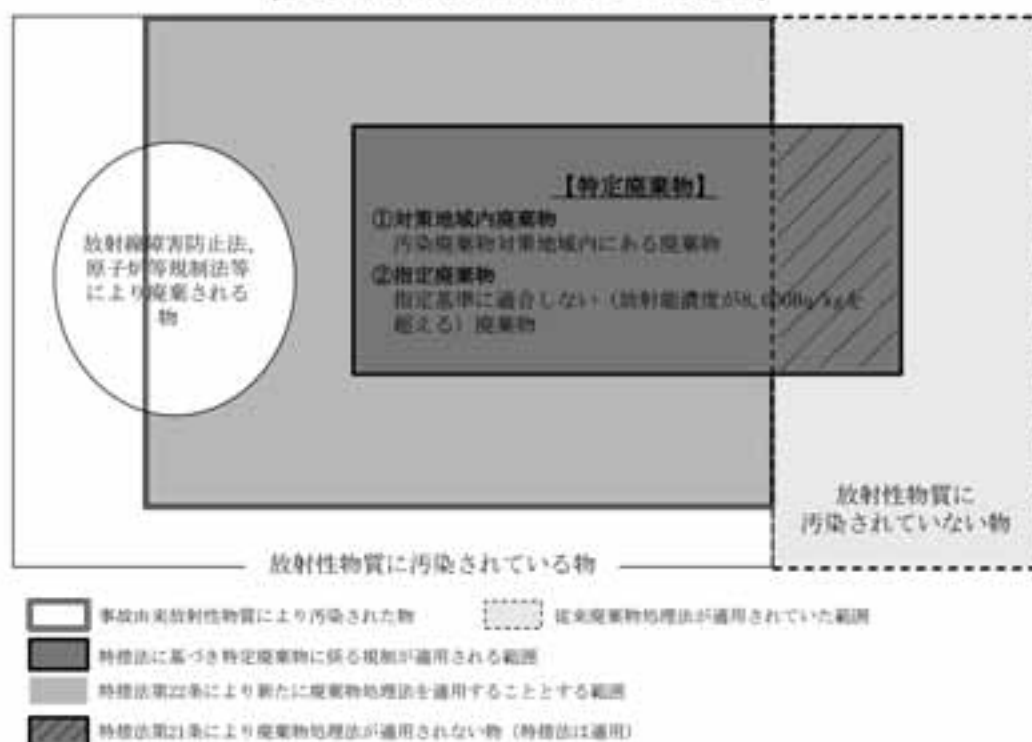
法第22条においては、廃棄物処理法第2条第1項において定められている「廃棄物」の定義を読み替え、当分の間、「放射性物質によって汚染された物」のうち、事故由来放射性物質によって汚染された物については、

- ① 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）
や放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）
等の他の法令の規定に基づき廃棄される物

② 本法の規定に基づき処理が行われる対策地域内廃棄物及び指定廃棄物を除き、廃棄物処理法に基づく「廃棄物」に該当することとし、同法に基づく制度の下で処理を行うこととしている。これを図示すると、以下のようになる。

行政だより

【法及び廃棄物処理法が適用される範囲等】



3 特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の処理（法第23条）

（1）趣旨

法第23条において、法第22条の規定により廃棄物処理法が適用される廃棄物（すなわち特定廃棄物等以外の廃棄物）であって、事故由来放射性物質により汚染され、又はそのおそれがあるもの（環境省令で定めるものに限る。）を、「特定一般廃棄物」及び「特定産業廃棄物」と定義し、特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の処理を行う者は、廃棄物処理法に基づく処理基準のほか、環境省令で定める特別処理基準に従い、特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の処理を行わなければならないとされている。

これは、安全評価により、セシウム134についての放射能濃度及びセシウム137についての放射能濃度の合計が8,000ベクレル毎キログラム以下の廃棄物については、通常行われている処理方法によって、周辺住民、作業者のいずれにとっても安全に処理することが可能であると考えられるが、廃棄物処理法に基づく通常の処理基準に加えて、入念的に、事故由来放射性物質による汚染に対処するための特別処理基準を適用することにより、より一層の安全確保を図ろうとするものである。

（2）特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の範囲

① 特定一般廃棄物の範囲

規則第28条において、特定一般廃棄物とは、事故由来放射性物質により汚染され、又はそのおそれがある廃棄物処理法第2条第2項に規定する一般廃棄物のうち、次に掲げるものをいうこととされている。

ADMINISTRATION INFORMATION

ア 除染特別地域内又は除染実施区域内の土地等に係る土壌等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物

イ 岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県又は東京都（島しょ部を除く。）に所在する一般廃棄物処理施設である焼却施設から生じたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻

ウ 福島県に所在する集落排水施設から生じた脱水汚泥・乾燥汚泥

エ 稲わらが廃棄物となったもの

オ 堆肥が廃棄物となったもの

カ アからオまでに掲げる廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの廃棄物に該当しないもの

ここで、アについては、例えば、除染特別地域内又は除染実施区域内の土地等（法第30条第2項に規定する土地等をいい、土地又はこれに存する工作物、立木その他の土地に定着する物件を指す。②において同じ。）に係る土壌等の除染等の措置に伴い生じた草木類等が該当するものである。

イ及びウについては、法第16条第1項の規定による調査の対象となっている廃棄物であり、この調査の結果、事故由来放射性物質についての放射能濃度が8,000ベクレル毎キログラム以下であったため、指定廃棄物として指定されなかったものが該当するものである。

エ及びオについては、稲わらや堆肥が、事故由来放射性物質により汚染されたため利用できなくなった結果、廃棄物となったものが該当するものである。したがって、事故由来放射性物質により現に汚染されたため利用できなくなった、という理由でなく、他の理由のみで廃棄物となったことが明らかとなっている稲わらや堆肥については、特定一般廃棄物には該当しないこととして差し支えない。

カについては、特定一般廃棄物の中間処理（焼却等）を行った後に生ずる一般廃棄物が特定一般廃棄物に該当することを明確化したものである。

なお、法第23条第1項において、特定一般廃棄物とは、「事故由来放射性物質により汚染され、又はそのおそれがある一般廃棄物」のうち、上記のアからカまでに該当するものをいうこととされているところ、少なくとも、事故由来放射性物質についての放射能濃度を規則第20条に規定する方法により調査した結果、事故由来放射性物質が検出されなかったことが明らかとなっている一般廃棄物については、「事故由来放射性物質により汚染され、又はそのおそれがある一般廃棄物」に該当しないことから、上記のアからカまでに該当したとしても、特定一般廃棄物には該当しないと考えて差し支えない。

② 特定産業廃棄物の範囲

規則第30条において、特定産業廃棄物とは、事故由来放射性物質により汚染され、又はそのおそれがある廃棄物処理法第2条第4項に規定する産業廃棄物のうち、次に掲げるものをいうこととされている。

ア 除染特別地域内又は除染実施区域内の土地等に係る土壌等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物

イ 宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都（島しょ部を除く。）又は新潟県（島しょ部を除く。）に所在する水道施設から生じ

行政だより

た脱水汚泥・乾燥汚泥

ウ 公共下水道又は流域下水道に係る発生汚泥等（次に掲げるものに限る。）

（ア）福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都（島しょ部を除く。）又は神奈川県に所在する公共下水道又は流域下水道に係る終末処理場から生じた汚泥を焼却したもの

（イ）福島県又は栃木県に所在する公共下水道又は流域下水道に係る終末処理場から生じた脱水汚泥

エ 宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都（島しょ部を除く。）又は新潟県（島しょ部を除く。）に所在する工業用水道施設から生じた脱水汚泥・乾燥汚泥

オ 岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県又は東京都（島しょ部を除く。）に所在する産業廃棄物処理施設である焼却施設から生じたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻

カ 堆肥が廃棄物となったもの

キ アからカに掲げる廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの廃棄物に該当しないもの

ここで、アについては、例えば、除染特別地域内又は除染実施区域内の土地等に係る土壌等の除染等の措置の事業に伴い生じた汚泥、廃プラスチック、コンクリートの破片等が該当するものである。

イからオまでについては、法第16条第1項の規定による調査の対象となっている廃棄物であり、この調査の結果、事故由来放射性物質についての放射能濃度が8,000ベクレル毎キログラム以下であったため、指定廃棄物として指定されなかったものが該当するものである。

カについては、堆肥が、事故由来放射性物質により汚染されたため利用できなくなった結果、廃棄物となったものが該当するものである。したがって、事故由来放射性物質により現に汚染されたため利用できなくなった、という理由でなく、他の理由のみで廃棄物となったことが明らかとなっている堆肥については、特定産業廃棄物には該当しないこととして差し支えない。

キについては、特定産業廃棄物の中間処理（焼却等）を行った後に生ずる産業廃棄物が特定産業廃棄物に該当することを明確化したものである。

なお、法第23条第2項において、特定産業廃棄物とは、「事故由来放射性物質により汚染され、又はそのおそれがある産業廃棄物」のうち、上記のアからキまでに該当するものをいうこととされているところ、少なくとも、事故由来放射性物質についての放射能濃度を規則第20条に規定する方法により調査した結果、事故由来放射性物質が検出されなかった産業廃棄物については、「事故由来放射性物質により汚染され、又はそのおそれがあるもの」に該当しないことから、上記のアからキまでに該当したとしても、特定産業廃棄物には該当しないと考えて差し支えない。

（3）特別処理基準の内容

特定一般廃棄物・特定産業廃棄物に係る特別処理基準は、規則第29条及び第31条において定めたところであり、その具体的内容は、例えば以下のとおりである。基準の詳細については、別途環境省においてガイドラインを策定しているので、参照された

ADMINISTRATION INFORMATION

い（「特定一般廃棄物・特定産業廃棄物関係ガイドライン」）。

- ① ろ過式集じん方式の集じん器等の排ガス処理設備を備えた設備を用いた焼却、溶融等
- ② 厚さがおおむね50センチメートル以上の土壌層が敷設された場所で埋め立てること
- ③ ばいじんを埋め立てる場合には、雨水が浸入しないようにすること
- ④ 特定一般廃棄物・特定産業廃棄物は、海洋投入処分を行ってはならないこと 等

（４）担保措置

特定一般廃棄物又は特定産業廃棄物の処理の状況等を確認するため、市町村長又は都道府県知事は、特定一般廃棄物又は特定産業廃棄物の処理を行う者に対し、廃棄物処理法第18条第1項に基づく報告徴収及び同法第19条第1項に基づく立入検査を行うことができる。

特別処理基準に適合しない特定一般廃棄物又は特定産業廃棄物の処理が行われた場合には、市町村長又は都道府県知事は、法第23条第6項の規定により読み替えて適用される廃棄物処理法第19条の3及び第19条の4第1項又は法第23条第7項の規定により読み替えて適用される廃棄物処理法第19条の3及び第19条の5第1項の規定に基づき、当該処理を行った者に対し、改善命令又は措置命令を発出することができる。また、これらの命令に違反した場合には、廃棄物処理法の規定に基づく罰則が適用されることとなる。

3 特定一般廃棄物処理施設・特定産業廃棄物処理施設の維持管理（法第24条）

（１）趣旨

法第24条において、一般廃棄物処理施設であって一定の要件に該当するもの（特定一般廃棄物処理施設）又は産業廃棄物処理施設であって一定の要件に該当するもの（特定産業廃棄物処理施設）の設置者等は、当分の間、廃棄物処理法に基づく通常の維持管理基準のほか、環境省令で定める特別の維持管理基準に従い、当該特定一般廃棄物処理施設又は特定産業廃棄物処理施設の維持管理をしなければならないとされている。

これは、安全評価により、セシウム134についての放射能濃度及びセシウム137についての放射能濃度の合計が8,000ベクレル毎キログラム以下の廃棄物については、通常行われている処理方法によって、周辺住民、作業者のいずれにとっても安全に処理することが可能であると考えられるが、廃棄物処理法に基づく通常の施設の維持管理基準に加えて、人念的に、排ガス中・排水中の事故由来放射性物質の管理等のための特別の維持管理基準を適用することにより、より一層の安全確保を図ろうとするものである。

（２）特定一般廃棄物処理施設・特定産業廃棄物処理施設の範囲

① 特定一般廃棄物処理施設の範囲

特定一般廃棄物処理施設の具体的な範囲については、規則第32条において、以下のよう定められている。

- ア 特定一般廃棄物の処分の用に供される一般廃棄物の焼却施設、溶融施設、熱分解施設又は焼成施設

行政だより

イ アに掲げるもののほか、一般廃棄物の焼却施設、溶融施設、熱分解施設又は焼成施設であって、岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県又は東京都（島しょ部を除く。）に所在するもの

ウ 一般廃棄物の最終処分場であって特定一般廃棄物の埋立処分の用に供され、又は供されたもの

ここで、イについては、特定一般廃棄物の処分の用に供されるか否かにかかわらず、一定の地域に所在する一定の種類の施設が該当するものであるが、このうち、第3の2（1）の要件に該当する旨の環境大臣の確認を受けた焼却施設については、イから除外されることとされている。なお、この確認を受けた後に、新たに特定一般廃棄物の処分の用に供されることとなった焼却施設は、アに該当し、特定一般廃棄物処理施設として特別の維持管理基準の適用対象となるので留意されたい。

また、ウについては、法施行後に特定一般廃棄物の埋立処分の用に供されたものの全てが該当するものである。

② 特定産業廃棄物処理施設の範囲

特定産業廃棄物処理施設の具体的な範囲については、規則第34条において、以下のよう定められている。

ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「廃棄物処理令」という。）第7条各号に定める施設のうち汚泥の脱水施設、産業廃棄物の焼却施設又は廃石綿等の溶融施設であって、特定産業廃棄物の処分の用に供されるもの

イ アに掲げるもののほか、廃棄物処理令第7条各号に定める施設のうち汚泥の脱水施設、産業廃棄物の焼却施設又は廃石綿等の溶融施設であって、岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県又は東京都（島しょ部を除く。）に所在するもの

ウ 産業廃棄物の最終処分場であって特定産業廃棄物の埋立処分の用に供され、又は供されたもの

ここで、イについては、特定産業廃棄物の処分の用に供されるか否かにかかわらず、一定の地域に所在する一定の種類の施設が該当するものであるが、このうち、第3の2（1）の要件に該当する旨の環境大臣の確認を受けた焼却施設については、イから除外されることとされている。なお、この確認を受けた後に、新たに特定産業廃棄物の処分の用に供されることとなった焼却施設は、アに該当し、特定産業廃棄物処理施設として特別の維持管理基準の適用対象となるので留意されたい。

また、ウについては、法施行後に特定産業廃棄物の埋立処分の用に供されたものの全てが該当するものである。

（3）特別の維持管理基準の内容

特定一般廃棄物処理施設・特定産業廃棄物処理施設に係る特別の維持管理基準は、規則第33条及び第35条において定めたところであり、その具体的内容は、例えば以下のとおりである。基準の詳細については、別途環境省においてガイドラインを策定しているので、参照されたい（「特定一般廃棄物・特定産業廃棄物関係ガイドライン」）。

ADMINISTRATION INFORMATION

① 焼却施設、溶融施設等

- ア 事業場の周辺の大気中及び公共の水域の水中の事故由来放射性物質の濃度限度の設定
- イ 処理に伴う排水・排ガス中の事故由来放射性物質の測定
- ウ 敷地境界の空間線量の測定
- エ 処理を行った特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の種類・数量等の記録の保存

② 最終処分場

- ア 最終処分場の周辺の公共の水域の水中の事故由来放射性物質の濃度限度の設定
- イ 埋立地からの放流水、埋立地周縁の地下水等の事故由来放射性物質の濃度の測定
- ウ 敷地境界の空間線量の測定
- エ 埋立処分を行った特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の種類・数量等の記録の保存

(4) 担保措置

特定一般廃棄物処理施設及び特定産業廃棄物処理施設の維持管理の状況等を確認するため、都道府県知事は、特定一般廃棄物処理施設及び特定産業廃棄物処理施設の設置者等に対し、廃棄物処理法第18条第1項に基づく報告徴収及び同法第19条第1項に基づく立入検査を行うことができる。

都道府県知事は、特定一般廃棄物処理施設及び特定産業廃棄物処理施設の維持管理が特別の維持管理基準に適合していないと認めるときは、法第24条第3項の規定により読み替えて適用される廃棄物処理法第9条の2第1項若しくは第9条の3第10項又は法第24条第4項の規定により読み替えて適用される廃棄物処理法第15条の2の7の規定に基づき、特定一般廃棄物処理施設及び特定産業廃棄物処理施設の設置者等に対し、改善命令を発出することができる。改善命令を受けた者が命令に違反した場合には、廃棄物処理法の規定に基づく罰則が適用されることとなる。

第6 除染等の措置等（法第25条から第39条まで）

1 除染特別地域の指定等（法第25条・第26条）

(1) 趣旨

法第25条において、環境大臣は、地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染が著しいと認められることその他の事情から国が土壌等の除染等の措置並びに除去土壌の処理を実施する必要がある地域として環境省令で定める要件に該当するものを関係地方公共団体の長の意見を聴いた上で、除染特別地域として指定することができる。とされている。

(2) 除染特別地域の指定の要件

除染特別地域の指定の要件については、指定要件省令第3条において、第2条を準用するとともに、同条第2号を読み替え、以下の①の要件に該当し、②の要件に該当しないこととされている。

行政だより

- ① 次のいずれかに該当すること。
 - ア 警戒区域・計画的避難区域であること、又はこれらの区域であったこと。
 - イ その区域の大部分が警戒区域・計画的避難区域である市町村の区域であること、又はその区域の大部分が警戒区域・計画的避難区域であった市町村の区域であること。
- ② その区域に係る除染等の措置等が相当程度実施されていることその他の事情から国が除染等の措置等を実施する必要があると認められない区域であること。

(3) 除染特別地域の範囲

この要件に該当するものとして、汚染廃棄物対策地域及び除染特別地域を指定する件（平成23年環境省告示第106号）において、平成23年12月28日時点で、以下の区域が指定されている。

- ① 東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径二十キロメートル圏内の区域
- ② 葛尾村、浪江町及び楢葉町の区域（①に掲げる区域を除く。）
- ③ 南相馬市の区域（原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字粘木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城並びに同市内国国有林磐城森林管理署二〇〇四林班から二〇八七林班まで、二〇八八林班の一部、二〇八九林班から二〇九一林班まで、二〇九五林班から二〇九九林班まで及び二一三〇林班の区域に限り、①に掲げる区域を除く。）
- ④ 飯館村の区域
- ⑤ 川俣町の区域（山木屋並びに同町内国国有林福島森林管理署一六一林班から一六五林班まで及び一六七林班の区域に限る。）

2 特別地域内除染実施計画の策定等（法第27条、第28条及び第29条）

(1) 趣旨

法第27条において、国は、除染特別地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染の状況について調査測定をすることができるとされており、当該調査測定をしたときは、その結果を公表しなければならないとされている。

また、法第28条において、環境大臣は、除染特別地域を指定したときは、当該除染特別地域について、除染等の措置等を総合的かつ計画的に講ずるため、当該除染特別地域に係る除染等の措置等の実施に関する計画（以下「特別地域内除染実施計画」という。）を定めなければならないとされており、当該計画においては、除染等の措置等の実施に関する方針や特別地域内除染実施計画の目標等を定めるものとされており、当該計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、関係地方公共団体の長の意見を聴くこととされている。

(2) 特別地域内除染実施計画の変更

法第29条において、環境大臣は、除染特別地域の区域の変更により、又は除染特別地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染の状況の変動等により必要が生じたときは、特別地域内除染実施計画を変更することができることとされている。

法第29条第2項に基づき、特別地域内除染実施計画を変更しようとするときは、あ

ADMINISTRATION INFORMATION

らかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、関係地方公共団体の長の意見を聴くこととされているが、協議を要さない軽微なものとして、規則第38条において、対象区域の面積の10%未満の変更、実施する区域の面積の10%未満の変更、土壌等の除染等の措置の追加と変更のうち軽微なもの及び着手予定時期及び完了予定時期の変更について規定されている。このうち、土壌等の除染等の措置の追加と変更のうち軽微なものとは、計画に従来記載されていなかった措置を新たに計画に追加し、又は変更する場合であって、その措置を実施しようとしている区域の面積が、除染を実施する区域の面積の10%未満の変更などをいう。

3 特別地域内除染実施計画に基づく除染等の措置等の実施等（法第30条・第31条）

（1）国による特別地域内除染実施計画に基づく除染等の措置等の実施

法第30条において、国は、除染特別地域について、特別地域内除染実施計画に従って、除染等の措置等を実施しなければならないとされている。

特別地域内除染実施計画に基づく土壌等の除染等の措置は、関係人（土壌等の除染等の措置を実施しようとする土地又はこれに存する工作物、立木その他土地に定着する物件（以下「土地等」という。）に関し土壌等の除染等の措置の実施の妨げとなる権利を有する者をいう。以下同じ。）の同意を得て、実施しなければならない。また、関係人は、当該計画が円滑に実施されるよう、当該計画に基づく土壌等の除染等の措置に協力しなければならないとされている。

特別地域内除染実施計画に基づく土壌等の除染等の措置を実施しようとする場合において、過失がなく関係人又はその所在が知れないため、法第30条第2項の同意を得ることができないときは、当該土壌等の除染等の措置を実施する土地、土壌等の除染等の措置を実施する者の氏名又は名称及び連絡先等を官報に掲載することができ、この掲載があったときは、関係人は、その掲載の日から3月を経過する日までの間に、様式第6号に従い、氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名並びに意見の内容を記載した書面により、国に対し、当該土壌等の除染等の措置についての意見書を提出することができるが、当該期間が経過する日までの間に、関係人から当該土壌等の除染等の措置について異議がある旨の意見書の提出がなかったときは、当該土壌等の除染等の措置を実施することについて同条第2項の同意があったものとみなすこととされている。

また、国は、法第30条第2項の同意を得ることができない場合又は同条第5項の規定により関係人から当該土壌等の除染等の措置について異議がある旨の同項の意見書の提出があった場合において、当該土壌等の除染等の措置が実施されないことにより、当該土地等の事故由来放射性物質による汚染に起因して当該土地又はその周辺の土地において人の健康に係る被害が生ずるおそれがあると認めるときは、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため必要な限度において、同条第2項の同意を得ることなく当該土壌等の除染等の措置を実施できるとされている。

（2）除染特別地域内の土地等に係る除去土壌等の保管

法第31条において、国は、除染特別地域内の土地等に係る除去土壌等（除去土壌及び土壌等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物をいう。以下同じ。）を、やむを得ず当該除去土壌等に係る土壌等の除染等の措置を実施した土地において保管する必要がある

行政だより

と認めるときは、当分の間、当該土地の所有者等（これらの者から権利を承継した者又は権利の設定を受けて、新たに当該土地の所有者等となった者を含む。同条第5項並びに第39条第1項及び第7項において同じ。）に対し、当該土地において当該除去土壌等を保管させることができる。ただし、当該土地が警戒区域設定指示の対象区域であること、過失がなく当該土地の所有者等が知れないこと等により当該土地の所有者等に当該除去土壌等を保管させることが困難な場合には、国が、当該土地において当該除去土壌等を保管することができるとされている。

国は、同条第1項の規定により、土地の所有者等に当該土地等に係る除去土壌等を保管させ、又は自らが当該土地において除去土壌等を保管しようとするときは、過失がなく当該土地の所有者等又はその所在が知れないときを除き、あらかじめ、当該土地の所有者等にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならないとされている。

環境大臣は、個別に保管されている除去土壌等に係る情報を把握するため、帳簿及び図面をもって、除染特別地域内の土地等に係る除去土壌等の保管に関する台帳を作成し、これを管理しなければならない。当該帳簿については、様式第7号により、保管を行う土地の所在地、保管を開始した年月日、当該保管場所から運搬した年月日等を記載するとともに、保管場所を明らかにした図面を添えるものとし、これらに変更があったときは、環境大臣は、速やかにこれを訂正しなければならない。また、当該台帳は、除去土壌等の保管が終了した日から10年間保存しなければならないこととされている。

法第31条第5項において、同条第1項の規定により、除染特別地域内の土地等に係る土壌等の除染等の措置に伴い生じた産業廃棄物を当該土壌等の除染等の措置が実施された土地において当該土地の所有者等又は国が保管する場合には、廃棄物処理法第12条第2項（産業廃棄物（土壌等の除染等の措置の事業に伴い生じた産業廃棄物を含む。）については、当該産業廃棄物の排出事業者が、当該産業廃棄物が運搬されるまでの間、廃棄物処理法に規定する産業廃棄物保管基準に従い、生活環境保全上支障のないように保管しなければならない、とするもの。特別管理産業廃棄物にあっては、第12条の2第2項。）の規定は、適用しないこととされている。

（3）担保措置

法第49条第4項及び第50条第4項において、環境大臣は、除染特別地域に係る除染等の措置等の実施の状況等を確認するため、除染特別地域に係る除染等の措置等を行った者等に対し、報告徴収及び立入検査を行うことができるとされている。

法第51条第3項から第5項までにおいて、環境大臣は、基準に適合しない除染特別地域に係る土壌等の除染等の措置を行った者、除去土壌の処理を行った者及び除染特別地域内の土地等に係る土壌等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物の保管を行った者に対し、必要な措置を講ずべきことを命ずることができるとされている。

4 汚染状況重点調査地域の指定等（法第32条から第34条まで）

（1）趣旨

法第32条において、環境大臣は、地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染状態が環境省令で定める要件に適合しないと認められ、又はそのおそれが著しいと認め

ADMINISTRATION INFORMATION

られる場合には、当該地域をその地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染の状況について重点的に調査測定をすることが必要な地域（除染特別地域を除く。以下「汚染状況重点調査地域」という。）を、関係行政機関の長に協議し、関係地方公共団体の長の意見を聴いた上で、汚染状況重点調査地域として指定するものとされている。

（２）汚染状況重点調査地域の指定の要件

汚染状況重点調査地域の指定については、その地域の追加被ばく線量が年間１ミリシーベルト以上となる地域について指定するものとされており、指定要件省令に定める要件に基づき、その地域における放射線量が１時間当たり０.２３マイクロシーベルト以上である地域が指定されることとされている。

（３）汚染状況重点調査地域の範囲

この要件に該当するものとして汚染状況重点調査地域を指定する件（平成２３年環境省告示第１０８号）第２号において、平成２３年１２月２８日時点で、以下の区域が指定されている。

- ① 岩手県の区域のうち、一関市、奥州市及び平泉町の区域
- ② 宮城県の区域のうち、石巻市、白石市、角田市、栗原市、七ヶ宿町、大河原町、丸森町及び山元町の区域
- ③ 福島県の区域のうち、福島市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、相馬市、二本松市、田村市（除染特別地域に係る区域を除く。）、南相馬市（除染特別地域に係る区域を除く。）、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（除染特別地域に係る区域を除く。）、大玉村、鏡石町、天栄村、会津坂下町、湯川村、三島町、昭和村、会津美里町、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、広野町、川内村（除染特別地域に係る区域を除く。）及び新地町の区域
- ④ 茨城県の区域のうち、日立市、上浦市、龍ヶ崎市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、守谷市、稲敷市、鉾田市、つくばみらい市、東海村、美浦村、阿見町及び利根町の区域
- ⑤ 栃木県の区域のうち、佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、塩谷町及び那須町の区域
- ⑥ 群馬県の区域のうち、桐生市、沼田市、渋川市、安中市、みどり市、下仁田町、中之条町、高山村、東吾妻町、片品村、川場村及びみなかみ町の区域
- ⑦ 埼玉県の区域のうち、三郷市及び吉川市の区域
- ⑧ 千葉県の区域のうち、松戸市、野田市、佐倉市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、印西市及び白井市の区域

５ 除染実施計画の策定等（法第３４条、第３６条及び第３７条）

（１）汚染状況重点調査地域内の汚染の状況の調査測定

法第３４条において、都道府県知事等は、汚染状況重点調査地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染の状況について、放射線の量の調査測定をすることができるとされており、当該調査測定をしたときは、その結果を公表するよう努めなければならないとされている。測定方法等の詳細については、別途環境省においてガイドライン

行政だより

を策定しているので、参照されたい（「除染関係ガイドライン」）。

（２）除染実施計画

法第36条において、都道府県知事等は、汚染状況重点調査地域内の区域であって、法第34条第1項の規定による調査測定の結果その他の調査測定の結果により追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以上の区域について、除染等の措置等を総合的かつ計画的に講ずるため、当該都道府県又は市町村内の当該区域に係る除染等の措置等の実施に関する計画（以下「除染実施計画」という。）を定めるものとされており、指定要件省令に定める要件に基づき、その地域における放射線量が1時間当たり0.23マイクロシーベルト以上である地域が指定されることとされている。また、当該計画においては、除染等の措置等の実施に関する方針や除染実施計画の対象となる区域、除染実施計画において配慮すべき事項等を定めるものとされている。

（３）除染実施計画の変更

法第37条において、都道府県知事等は、除染実施区域内の事故由来放射性物質による環境の汚染の状況の変動等により必要が生じたときは、除染実施計画を変更することができることとされている。

法第37条第2項に基づき、除染実施計画を変更しようとするときは、あらかじめ、法第36条第3項に規定する協議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては当該除染実施計画において除染等の措置等の実施者として定められることが見込まれる者その他の関係者の意見を聴くとともに、環境大臣に協議しなければならないこととされているが、協議を要さない軽微なものとして、規則第48条において、対象区域の面積の10%未満の変更、実施する区域の面積の10%未満の変更、土壌等の除染等の措置の追加と変更のうち軽微なもの、法第35条第3項の規定に基づく合意により除染等の措置等を実施する者が変更される場合であつて軽微なもの及び着手予定時期及び完了予定時期の変更について規定されている。このうち、土壌等の除染等の措置の追加と変更のうち軽微なものとは、計画に從來記載されていなかった措置を新たに計画に追加し、又は変更する場合であつて、その措置を実施しようとしている区域の面積が、除染を実施する区域の面積の10%未満の変更などである。

6 除染実施計画に基づく除染等の措置等の実施等（法第35条、第38条及び第39条）

（１）除染実施区域に係る除染等の措置等の実施者

法第35条において、除染実施区域内の土地及びこれに存する工作物、立木その他土地に定着する物件に係る除染等の措置等は、これらを管理する主体が国の場合にあつては国が、都道府県の場合にあつては当該都道府県が、市町村の場合にあつては当該市町村が、環境省令で定める者の場合にあつては当該環境省令で定める者が、これらに掲げるもの以外にあつては市町村が実施するものとされている。

環境省令で定める者は、除染実施区域に係る除染等の措置等を実施する者を定める省令（平成23年省令第37号）において、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人及び同条第3項に規定する大学共同利用機関法人をその対象とすることとされている。

ADMINISTRATION INFORMATION

ただし、これにかかわらず、除染実施区域内の土地であって法第35条第1項第5号に掲げるもののうち農用地又はこれに存する工作物、立木その他土地に定着する物件にあつては、当該農用地が所在する市町村の要請により、当該農用地が所在する都道府県が除染等の措置等を実施することができることとされている。

また、第36条第1項及び第2項の規定にかかわらず、除染実施区域内の土地であつて第1項各号に掲げるもの又はこれに存する工作物、立木その他土地に定着する物件にあつては、国、都道府県、市町村、同項第4号の環境省令で定める者又は当該土地等の所有者等が、当該各号に定める者との合意により、除染等の措置等を実施することができることとされている。

この場合において、除染等の措置等を実施することとなった者は、当該除染等の措置等を委託により実施する場合にあつては、委託先の氏名又は名称及び住所その他必要な事項について、合意した国、都道府県、市町村又は法第35条第1項第4号の環境省令で定める者に速やかに通知するものとし、当該通知を受けた者は、その通知の内容について、当該除染等の措置等を実施した土地等に係る除染実施計画を定めた都道府県知事等に対し、通知することとされている。

(2) 除染実施計画に基づく除染等の措置等の実施

法第38条第1項において、法第36条第2項第3号に規定する除染等の措置等の実施者（以下「除染実施者」という。）は、除染実施計画に従って、除染等の措置等を実施しなければならないこととされており、また、除染実施計画に基づく土壤等の除染等の措置は、関係人の同意を得て、実施しなければならないこととされている。

この場合において、関係人は、除染実施計画が円滑に実施されるよう、除染実施計画に基づく土壤等の除染等の措置に協力しなければならないこととされている。

国、都道府県又は市町村は、除染実施計画に基づく土壤等の除染等の措置を実施しようとする場合において、過失がなく関係人又はその所在が知れないため、法第38条第2項の同意を得ることができないときは、当該土壤等の除染等の措置を実施する土地や土壤等の除染等の措置を実施する者の氏名又は名称及び連絡先等を官報（都道府県又は市町村にあつては、当該都道府県又は市町村の公報）に掲載することができ、この掲載があったときは、関係人は、その掲載の日から3月を経過する日までの間に、様式第6号に従い、氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名並びに意見の内容を記載した書面により、その掲載をした国、都道府県又は市町村に対し、当該土壤等の除染等の措置についての意見書を提出することができるが、当該期間が経過する日までの間に、関係人から当該土壤等の除染等の措置について異議がある旨の意見書の提出がなかったときは、当該土壤等の除染等の措置を実施することについて同条第2項の同意があったものとみなすこととされている。

また、国、都道府県又は市町村は、法第38条第2項の同意を得ることができない場合又は同条第5項の規定により関係人から当該土壤等の除染等の措置について異議がある旨の同項の意見書の提出があった場合において、当該土壤等の除染等の措置が実施されないことにより、当該土地等の事故由来放射性物質による汚染に起因して当該土地又はその周辺の土地において人の健康に係る被害が生ずるおそれが高いと認めるときは、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため必要な限度において、同条第2項の同意を得ることなく当該土壤等の除染等の措置を実施することができる。

行政だより

こととされている。

さらに、除染実施計画を定めた都道府県知事等は、法の施行のために必要な限度において、書面により、除染実施者に対し、当該除染実施計画の進捗状況について報告を求めることができることとされている。

(3) 除染実施区域内の土地等に係る除去土壌等の保管

法第39条において、除染実施者（国、都道府県又は市町村に限る。以下第39条第1項及び第2項において同じ。）は、除染実施区域内の土地等に係る除去土壌等を、やむを得ず当該除去土壌等に係る土壌等の除染等の措置を実施した土地において保管する必要があると認めるときは、当分の間、当該土地の所有者等に対し、当該土地において当該除去土壌等を保管させることができる。ただし、過失がなく当該土地の所有者等が知れないこと等により当該土地の所有者等に当該除去土壌等を保管させることが困難な場合には、当該除染実施者が、当該土地において当該除去土壌等を保管することができることとされている。

除染実施者は、法第39条第1項の規定により、土地の所有者等に当該土地等に係る除去土壌等を保管させ、又は自らが当該土地において除去土壌等を保管しようとするときは、過失がなく当該土地の所有者等又はその所在が知れないときを除き、あらかじめ、当該土地の所有者等にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならないとされている。

除染実施者（第36条第2項第3号に規定する除染等の措置等の実施者をいう。）は、除去土壌等を保管したとき、又は法第39条第1項の規定により土地の所有者等に除去土壌等を保管させたときは、遅滞なく、様式第9号により、当該土壌等の除染等の措置を実施した土地等に係る除染実施計画を定めた都道府県知事等に当該除去土壌等を保管した土地の所在地及び保管の状態等を記載した届出書に除去土壌等の保管場所を明らかにした図面を添付して都道府県知事等に提出することにより行うとともに、当該届出をした除染実施者は、その届出に係る事項が変更されたときは、遅滞なく、その旨を当該届出をした都道府県知事等に届け出なければならないこととされている。

除染実施計画を定めた都道府県知事等は、個別に保管されている除去土壌等に係る情報を把握するため、帳簿及び図面をもって、除染実施区域内の土地等に係る除去土壌等の保管に関する台帳を作成し、これを管理しなければならない。当該帳簿については、様式第10号により、保管を行う土地の所在地、保管を開始した年月日、当該保管場所から運搬した年月日等を記載するとともに、保管場所を明らかにした図面を添えるものとし、これらに変更があったときは、都道府県知事等は、速やかにこれを訂正しなければならない。また、当該台帳は、除去土壌等の保管が終了した日から10年間保存しなければならないこととされている。

法第39条第7項において、同条第1項の規定により、除染実施区域内の土地等に係る土壌等の除染等の措置に伴い生じた産業廃棄物を当該土壌等の除染等の措置が実施された土地において当該土地の所有者等又は除染実施者が保管する場合には、廃棄物処理法第12条第2項（特別管理産業廃棄物にあっては、第12条の2第2項）の規定は、適用しないとされている。この趣旨は、法第31条第5項と同様である。

(4) 担保措置

ADMINISTRATION INFORMATION

法第49条第5項及び第50条第5項において、除染実施計画を定めた都道府県知事等は、除染実施区域に係る除染等の措置等の実施の状況等を確認するため、除染実施区域に係る除染等の措置等を行った者等に対し、報告徴収及び立入検査を行うことができる」とされている。

法第51条第3項から第5項までにおいて、除染実施計画を定めた都道府県知事等は、基準に適合しない除染実施区域に係る土壌等の除染等の措置を行った者、除去土壌の処理を行った者及び除染実施区域内の土地等に係る土壌等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物の保管を行った者に対し、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる」とされている。

第7 土壌等の除染等の措置及び除去土壌の処理の基準等（法第40条・第41条）

1 土壌等の除染等の措置の基準

法第40条において、除染特別地域又は除染実施区域に係る土壌等の除染等の措置を行う者は、規則第54条に定める土壌等の除染等の措置の基準に従い行わなければならない」とされている。基準の具体的な内容は次のとおりである。

（1）土壌等の除染等の措置

① 工作物及び道路の除染等の措置

工作物（家屋、建物等をいう。）及び道路の除染等の措置は次のとおり。

ア 洗淨

イ 草刈り又は汚泥、落葉等の除去

ウ 表面の削り取り

エ アからウまでのほか、除染等の措置としてそれらと同等以上の効果があるものと認められるもの

② 土壌の除染等の措置

土壌たる農用地及び庭の除染等の措置は次のとおり。

ア 表土の削り取り

イ 土壌により覆うこと（表土と表土の下層にある土壌の入換えを含む。）

ウ 深耕

エ アからウまでのほか、除染等の措置としてそれらと同等以上の効果があるものと認められるもの

③ 草木の除染等の措置

芝生、牧草地、森林等における除染等の措置は次のとおり。

ア 草刈り（芝、牧草等の刈取りを含む。）

イ 下草、落葉又は落枝の除去

ウ 立木の枝打ち又は伐採

エ アからウまでのほか、除染等の措置としてそれらと同等以上の効果があるものと認められるもの

④ その他の除染等の措置（①から③までに掲げるものを除く。）

ア 堆積物の除去

イ アのほか、除染等の措置としてそれらと同等以上の効果があるものと認められ

行政だより

るもの

(2) 土壌等の除染等の措置の実施前後の放射線の量の測定

土壌等の除染等の措置の効果を把握するため、実施前及び実施後に放射線の量を測定することとする。ただし、農用地等事故由来放射性物質についての放射能濃度を測定することが適当な場所については、放射線の量に加え、当該濃度を測定することを妨げない。

(3) 飛散流出防止等その他の基準

土壌等の除染等の措置の基準として、上記のほかの具体的な内容は次のとおりである。

- ① 除去土壌等の飛散・流出等の防止のための措置（容器に収納する等）
- ② 悪臭、騒音又は振動防止
- ③ 除去土壌等とその他の物との混合防止
- ④ 措置を実施した土地、除去土壌等の種類・数量等の記録の保存 等

基準の詳細については、別途環境省においてガイドラインを策定しているので、参照されたい（「除染関係ガイドライン」）。また、土壌等の除染等の措置により廃棄物も発生することから、廃棄物に係るガイドラインも併せて参照されたい。

2 収集運搬基準（規則第57条）

法第41条において、除去土壌の収集、運搬、保管又は処分を行う者は、規則第57条及び第58条に定める収集及び運搬の基準又は保管の基準に従い行わなければならないとされている。収集及び運搬の基準の具体的な内容は次のとおりである。

- ① 除去土壌の飛散・流出等の防止のための措置（運搬容器に収納する等）
- ② 雨水の浸入防止のための措置（遮水シートで覆う等）
- ③ 除去土壌の運搬車である旨等の車体表示、運搬車への必要書面の備え付け
- ④ 運搬車両表面線量の制限（100マイクロシーベルト毎時） 等

基準の詳細については、別途環境省においてガイドラインを策定しているので、参照されたい（「除染関係ガイドライン」）。また、廃棄物の措置と共通することから、廃棄物に係るガイドラインも併せて参照されたい。

3 除去土壌の保管基準（規則第58条）

除去土壌の保管の基準の具体的な内容は次のとおりである。

- ① 除去土壌の飛散・流出の防止のための措置（容器に収納する等）、
- ② 公共の水域・地下水の汚染の防止のための措置（遮水シートの設置等）
- ③ 放射線防護のための措置（立入禁止区域を設ける、土壌で覆う等）
- ④ 敷地境界の空間線量、周縁地下水の事故由来放射性物質の濃度の測定 等

基準の詳細については、別途環境省においてガイドラインを策定しているので、参照されたい（「除染関係ガイドライン」）。また、廃棄物の措置と共通することから、廃棄物に係るガイドラインも併せて参照されたい。

4 土壌等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物の保管基準（規則第60条）

ADMINISTRATION INFORMATION

法第41条第4項において、除染特別地域内又は除染実施区域内の土地等に係る土壤等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物（特定廃棄物を除く。）を当該土壤等の除染等の措置を実施した土地において保管する者は、環境省令で定める基準に従わなければならないとされている。

土壤等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物の保管基準は、規則第60条において定めたとおりであり、その具体的内容は、例えば以下のとおりである。基準の詳細については、別途環境省においてガイドラインを策定しているので、参照されたい（「除染廃棄物関係ガイドライン」）。

- ① 廃棄物の飛散・流出防止のための措置
- ② 公共の水域及び地下水の汚染防止のための措置（遮水シートの設置等）
- ③ 敷地境界における放射線の量の測定 等

第8 土壤等の除染等の措置等の委託の基準（法第40条第2項・第41条第2項）

法第40条第2項及び第41条第2項において、除染実施区域に係る土壤等の除染等の措置及び除染実施区域に係る除去土壤の収集、運搬、保管又は処分を行う者は、それらを委託する場合には、環境省令で定める基準に従わなければならないとされている。

環境省令で定める基準としては、規則第59条において定められているところである。基準の具体的な内容は次のとおりである。

- 1 同条第1号の財政的基礎については、委託を受けた内容につき、的確に、かつ継続して行うに足りる財政的基盤があることをいい、貸借対照表、損益計算書等を踏まえ判断すること。
- 2 同条第2号の該当の有無については、委託を受ける者から、同号に該当しないことを誓約する旨の書面等により判断すること。
- 3 同条第5号の十分な知識等については、法第55条に定める事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響及びその影響を低減するための方策に関する知識等を含むものとする。
- 4 同条第6号ニのその他必要な書面については、2で定める書面等をいうものであること。
- 5 同条第10号において定めるとおり、受託者が受託業務を委託する場合にあっては、国等と当該受託者との間の委託契約に係る契約書に、当該受託者が土壤等の除染等の措置、除去土壤の収集、運搬又は保管を委託しようとする者として記載されていること等同号イからハまでに掲げる事項に該当することとされていることに留意すること。

第9 国による措置の代行

法第42条において、国は、都道府県知事、市町村長又は環境省令で定める者から要請があり、かつ、除染等の措置等の実施体制並びに除染等の措置等に関する専門的知識及び技術の必要性を勘案して必要があると認められるときは、当該都道府県、市町村又は環境省令で定める者に代わって自ら第3節に規定する措置（第34条（調査測定）、第36条（除染実施計画の策定）及び第37条（除染実施計画の変更）を除く。）を行うものとされている。

行政だより

る。

国は、第3節に規定する措置を行う場合においては、当該措置に関する事務を所掌する大臣は、政令で定めるところにより、法第42条第1項の都道府県、市町村又は環境省令で定める者に代わってその権限を行うものとされている。

また、施行令第2条において、権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該措置を行う区域及び当該措置の開始の日を公示しなければならないとされている。(措置を完了しようとするときも同様。)

第10 雑則

1 汚染廃棄物等の投棄の禁止（法第46条）

法第46条において、何人も、みだりに特定廃棄物又は除去土壌（以下「汚染廃棄物等」という。）を捨ててはならないとされている。

本条は、汚染廃棄物等が投棄された場合、当該汚染廃棄物等に含まれる事故由来放射性物質により、人の健康及び生活環境に重大な支障が生じかねないことにかんがみ、汚染廃棄物等の投棄を厳しく禁止するものである。

2 特定廃棄物の焼却の禁止（法第47条）

法第47条において、何人も、特定廃棄物を焼却してはならないとされている。ただし、国、国の委託を受けて特定廃棄物の焼却を行う者その他環境省令で定める者が、特定廃棄物の処理基準に従って行う特定廃棄物の焼却については、この限りでないとされている。

本条は、特定廃棄物が不適正な方法により焼却された場合、当該汚染廃棄物等に含まれる事故由来放射性物質により、人の健康及び生活環境に重大な支障が生じかねないことにかんがみ、適正な焼却を行うことが期待できる者が適正な方法による焼却を除き、特定廃棄物の焼却を厳しく禁止するものである。

「環境省令で定める者」としては、規則第61条において、

- ① 国から特定廃棄物の焼却の委託を受けた者の委託を受けて当該特定廃棄物の焼却を行う者（すなわち再委託業者）であって、欠格要件に該当しないこと等の要件に該当するもの
- ② 都道府県（その委託を受けて特定廃棄物の焼却を行う者であって、欠格要件に該当しないこと等の要件に該当するものを含む。）
- ③ 市町村（その委託を受けて特定廃棄物の焼却を行う者であって、欠格要件に該当しないこと等の要件に該当するものを含む。）

が定められている。

なお、廃棄物処理法第16条の2において、同様に廃棄物の焼却の禁止の規定が置かれており、この規定においては、公益上若しくは社会の慣習上やむをえない廃棄物の焼却（農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却等）等が禁止の除外とされているが、特定廃棄物については、不適正な方法により焼却された場合に事故由来放射性物質による人の健康又は生活環境に重大な支障が生じかねないことにかんがみ、本条においてはこのような除外規定を設けていないことに留意されたい。

ADMINISTRATION INFORMATION

3 業として行う汚染廃棄物等の処理の禁止（法第48条）

（1）業として行う特定廃棄物の処理の禁止（法第48条第1項）

法第48条第1項において、国、国の委託を受けて特定廃棄物の処理を行う者その他環境省令で定める者以外の者は、特定廃棄物の処理を業として行ってはならないとされている。

本項は、特定廃棄物が不適正な方法により処理された場合、当該汚染廃棄物等に含まれる事故由来放射性物質により、人の健康及び生活環境に重大な支障が生じかねないことにかんがみ、特定廃棄物の処理を業として行うことを一般的に禁止した上で、国の委託を受けた者等の適正な処理を行うことが期待できる者に限り、特定廃棄物の処理を業として行ってよいこととし、特定廃棄物の不適正処理の未然防止を図ろうとするものである。

「環境省令で定める者」としては、規則第62条において、

- ① 国から特定廃棄物の処理の委託を受けた者の委託を受けて当該特定廃棄物の処理を行う者（すなわち再委託業者）であって、欠格要件に該当しないこと等の要件に該当するもの
- ② 都道府県（その委託を受けて特定廃棄物の処理を行う者であって、欠格要件に該当しないこと等の要件に該当するものを含む。）
- ③ 市町村（その委託を受けて特定廃棄物の処理を行う者であって、欠格要件に該当しないこと等の要件に該当するものを含む。）
- ④ 法第17条第2項（法第18条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づき指定廃棄物の保管を行う者であって、保管場所の変更の届出を行ったものが定められている。

（2）業として行う除去土壌の処理の禁止（法第48条第2項）

法第48条第2項において、国、都道府県、市町村、第35条第1項第4号の環境省令で定める者（国、都道府県、市町村又は同号の環境省令で定める者から委託を受けて除去土壌の収集、運搬、保管又は処分を行う者を含む。）その他環境省令で定める者以外の者は、除去土壌の収集、運搬、保管又は処分を業として行ってはならないとされている。なお、規定の趣旨は（1）と同様である。

「環境省令で定める者」としては、規則第63条において、（1）①に掲げる者と同様の要件が定められているほか、法第35条第3項の規定により除染等の措置等を実施する者（その委託を受けて除去土壌の収集、運搬又は保管を業として行う者を含む。）等が定められている。

第11 権限の委任（法第57条）

法第57条において、この法律による権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができるとされている。施行令第3条において、法第16条、第17条第1項、第18条第1項から第4項まで、第31条第3項及び第4項、第49条第2項から第4項まで並びに第50条第2項から第4項までの規定による環境大臣の権限は、地方環境事務所に委任する。ただし、法第49条第2項から第4項まで及び第50条第2項から

行政だより

第4項までの規定による権限にあつては、環境大臣が自らその権限を行うことを妨げないとされている。

第12 罰則（法第60条から第63条まで）

法第60条から第63条までにおいて、この法律に基づく措置の適正性を確保するため罰則が定められている。

法第46条の規定による汚染廃棄物等の投棄の禁止に違反した者、法第47条の規定による特定廃棄物の焼却の禁止に違反した者、法第48条の規定による業として行う汚染廃棄物等の処理の禁止に違反した者及び法第51条第1項から第5項までの規定による措置命令に違反した者については、5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科するとされている。（法第60条第1項）。

また、法第16条第2項の規定による廃棄物の汚染状況調査に係る命令に違反した者については、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科するとされている。（法第61条）。

さらに、法第27条第6項又は第34条第6項の規定に違反して、第27条第3項又は第34条第3項の規定による立入り、調査測定又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者、法第39条第3項又は第4項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者（除染実施者が国、都道府県又は市町村出ある場合を除く。）、法第49条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者及び法第50条の規定による立入り、検査又は収去を拒み、妨げ、又は虚偽の報告をした者については、30万円以下の罰金に処するとされている。（法第62条第1号、第2号、第3号及び第4号）。

第13 その他

- 1 事故由来放射性物質による公共の水域及び地下水の汚染を生じさせるおそれのない特定産業廃棄物に関する特定産業廃棄物処理基準の特例等（規則附則第3条及び附則第4条）

規則附則第3条において、事故由来放射性物質による公共の水域及び地下水の汚染を生じさせるおそれのないものとして一定の要件に該当する特定産業廃棄物のみの埋立処分を行う場合には、特定産業廃棄物に係る特別処理基準のうち、厚さがおおむね50センチメートル以上の土壌層が敷設された場所における埋立処分の実施等の基準は、適用しないこととした。

また、規則附則第4条において、特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物（上記の要件に該当するもの以外のものに限る。）については、安定型最終処分場における埋立処分を禁止した。

「一定の要件」については、別途告示にて示すこととしている。

- 2 産業廃棄物処理委託契約書に含まれるべき事項の特例（規則附則第5条）

規則附則第5条において、当分の間、事業者が処理を委託する産業廃棄物に特定産業廃棄物が含まれる場合は、廃棄物処理令第6条の2第4号の規定により締結される産業廃棄物の処理委託契約書に、委託に係る産業廃棄物に特定産業廃棄物が含まれている旨

ADMINISTRATION INFORMATION

を記載することとした。

3 産業廃棄物管理票等に関する規定の特例（規則附則第6条）

規則附則第6条において、当分の間、事業者が処理を他人に委託する産業廃棄物に特定産業廃棄物が含まれる場合は、廃棄物処理法第12条の3第1項の産業廃棄物管理票に、当該特定産業廃棄物に関する事項を記載することとした。また、廃棄物処理法第12条の5の電子情報処理組織（いわゆる「電子マニフェスト」）についても、同様とした。

行政だより

みなさんと未来を考えるフェニックスセンター★NEWS

i land fill

..... フェニックス広報誌

臨時号
2011.12

処分料金を改定します

～平成24年4月1日から実施～

皆様には平素より、大阪湾フェニックス計画の推進にあたり格段のご理解とご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当センターでは、平成24年4月1日から処分料金を改定いたします。これは近年の廃棄物受入状況と廃基本計画とのかい離を解消し、広域処分場の長期的かつ安定的運営を将来にわたって継続することを目的として、廃棄物受入期間の延長と港湾管理者の過度の負担を軽減することによる所要経費の増加に対応するための改定です。

この所要経費の増加に対応するために、センターとしてもさらなる経営の効率化・経費削減に努めてまいります。それでもなお、処分料金の改定が必要になってきます。

なお、一度に大幅に改定しますと影響が大きいことから、漸進緩和措置として、3年毎に分けて、計3回（平成24年度・平成27年度・平成30年度）、毎回同程度程度の改定を行う予定にしています。

以上のことから、まず平成24年4月1日から産業物の処分料金を右のとおり改定させていただきます。

どうぞ皆様のご理解とご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。



処分料金改定表

平成24年4月1日改定

※消費税及び地方消費税を含む（1トン当たり、税込）

区 分	現 行	改 定
一般廃棄物	5,250円	7,035円
上水汚泥(公共系)	5,250円	7,035円
下水汚泥(公共系)	5,250円	7,035円
燃え殻	14,385円	16,170円
汚泥A	7,350円	9,135円
汚泥B	9,975円	11,760円
鋳さい	5,775円	7,560円
ばいじん	14,385円	16,170円
廃プラスチック類	9,975円	11,760円
ゴムくず	9,030円	10,815円
がれき類	4,830円	6,615円
金属くず	6,930円	8,715円
ガラスくず及び陶磁器くず	6,930円	8,715円
シュレッダーダスト	18,690円	20,475円
その他の産業廃棄物	14,385円	16,170円
陸上残土A	1,155円	
陸上残土B	1,470円	
管理を要する陸上残土	11,655円	
浚渫土砂(※)	1,890円	

(※)浚渫土砂は、1㎡当たりの料金

【問い合わせ】

大阪湾広域臨海環境整備センター 業務課

TEL (06) 6204-1722

ADMINISTRATION INFORMATION

大阪湾フェニックス計画変更と処分料金改定の背景

■産業廃棄物の受入れが早期に終了見込み

現在の大阪湾フェニックス計画(2期事業基本計画)では、平成33年度まで産業廃棄物の受入を行うこととなっています。近年の傾向として、一般廃棄物・上下水汚泥については減量化等により受入量が計画量を下回っていますが、管理型民間産業廃棄物については、計画より前倒して受入が進捗しています。市町村等では、現在、近畿2府4県の関係行政機関等で構成する大阪湾広域処理場整備促進協議会(促進協議会)が平成22年度に策定した減量化目標に取り組みいただいているところであり、管理型民間産業廃棄物の受入については、平成21年度比3割の抑制にご協力いただいているところでもあります。しかしながら、このまま推移すれば、産業廃棄物については受入が早期に終了し、公共関係の産業廃棄物処分場がなくなり、一方一般廃棄物については容量を残したまま終了し、平成34年度以降の受入ができなくなります。

当センターでは、これを受けて、一般廃棄物の受入

枠の一部(450万m³)を産業廃棄物の受入枠に振り替えて、受入期間を延伸し、同時終了できるように、現在、大阪湾フェニックス計画の変更手続きを進めています。

■港湾管理者の負担が予想以上に増大

大阪湾フェニックス計画に着手以降、廃棄物処理法(略称)の改正により、広域処分場の廃止時期が大幅に伸びるとともに、不動産鑑定評価基準改正に伴い、土地評価額の減価が見込まれることから、港湾管理者は、当初見込んでいた時期・価格で土地を売却して、護岸建設費用を確保することが困難になっており、港湾管理者の負担が予想以上に大きくなっています。そのため、負担公平化の観点から排出者による処分の負担が必要になっています。

促進協議会では課題解決に向けて協議を行い、大阪湾圏域全体での一般廃棄物・産業廃棄物の減量化目標を設定するとともに、現行の2期事業において、港湾管理者が護岸使用料を徴収し、この分を処分料金に上乗せするという方法が示されました。

処分料金改定の内容

大阪湾フェニックス計画の変更が行われることにより、受入期間が平成33年度から平成39年度まで6年延伸することが見込まれます。受入総量に変更はありませんが、受入期間が延伸することにより所要経費が増えるとともに、港湾管理者へ護岸使用料を支払うために、処分料金の改定が不可欠となります。

しかし、一度に処分料金を引き上げると排出者の負担が大きくなるため、3年毎に3回引き上げることとし、まず平成24年4月1日から一般廃棄物・産業廃棄物

(陸上残土除く)の全品目について、処分料金を改定(1トン当たり1,785円値上げ)させていただくことになりました。

今回の処分料金改定は、今後、広域処分場を長期的かつ安定的に運営していくために必要なものですので、皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。



編集後記

センター事業は、長い期間において実施される事業であるため、受入期間の変更、経済状況の変動による受入物量の变化等、社会情勢に大きく左右されます。今回、料金改定にあたり、長期的かつ安定的運営を行うためには、皆様のご協力が必要であると考えており、臨時号の発行となりました。なにぞぞ御意見を理解の上、今後ともよろしくお話し申し上げます。

(編集スタッフ一同)

i land fill 臨時号 2011.3

発行: 大阪湾広域臨海環境整備センター
フェニックスセンター

http://www.osakawan-center.or.jp

1530-0005

大阪市東淀川区東中津2-2 大東平交ビル302号

T E L 06-6204-1721(代)

F A X 06-6204-1728

E-mail: phoenix@osakawan-center.or.jp

i land fill 臨時号センターホームページにも掲載しております。



行政だより

平成 24 年 1 月 24 日
産 指 第 1654 号

社団法人大阪府産業廃棄物協会会長 様

大阪府環境農林水産部循環型社会推進室
産業廃棄物指導課長
大阪府環境農林水産部環境管理室
事業所指導課長

アスベスト廃棄物及び PCB 廃棄物の適正処理の徹底について（通知）

日頃から本府産業廃棄物行政の推進に御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

今般、府内の民家敷地内に建設現場から排出されたと考えられる石綿を含む産業廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 2 条の 4 第 5 号へに規定する廃石綿等）が違法に野積みされ、本府が行政代執行により撤去・処理する事案がありました。

石綿は強い毒性を有するものであり、廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物（以下「アスベスト廃棄物」という。）の処理にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく処理基準及び保管基準に従うことはもとより、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第 2 版）」（平成 23 年 3 月、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）も参考にして、石綿が飛散することのないよう適正な措置を講じる必要があります。

また、建物の解体工事現場にポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物が残置された場合は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法により PCB 廃棄物の譲渡し・譲受けが禁止されており建物所有者に適正に保管・処分する責任がありますので、建物所有者に引き渡す必要があります。

本府においては、建設現場で発生する有害な産業廃棄物の違法な処理を防止するため、アスベスト廃棄物及び PCB 廃棄物の適正処理の徹底について改めて周知することとしましたので、貴団体におかれましては、傘下会員に対し、周知徹底方お願い申し上げます。

なお、関係法令等の内容については、別添の工事業者向けリーフレットや大阪府のホームページをご参照ください。

ADMINISTRATION INFORMATION

(参考ホームページ)

- ・大阪府／産業廃棄物の種類別情報 ― 石棉（アスベスト）に関すること
<http://www.pref.osaka.jp/sangyohaiki/syurui/index.html>
- ・大阪府／ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物保管者の皆様へ
<http://www.pref.osaka.jp/jigyoshoshido/pcb/index.html>

(連絡先)

石棉含有産業廃棄物等について

大阪府環境農林水産部

循環型社会推進室産業廃棄物指導課

建設廃棄物指導グループ

電話 06-6210-9570

PCB 廃棄物について

大阪府環境農林水産部

環境管理室事業所指導課

調整グループ

電話 06-6210-9583

行政だより

工事業者の皆様へ

アスベスト廃棄物に関する廃棄物処理法に基づく規制について

飛散性のアスベスト廃棄物(特別管理産業廃棄物の「廃石棉等」)の処理について

1. 「廃石棉等」に該当する廃棄物

- 建築物その他の工作物から除去された次の廃棄物
吹付け石棉、石棉保温材、けいそう土保温材、パーライト保温材
その他の保温材、断熱材、耐火被覆材(人の接触、気流、振動等により石棉が飛散するおそれがあるもの)
- 吹付け石棉等の除去に使用した養生シート類、防じんマスク、作業衣、その他の用具・器具
- 特定粉じん発生施設を設置する工場から排出される集じん物、マスク、フィルター等

2. 管理体制

- 特別管理産業廃棄物管理責任者を設置する
- 帳簿を備え付ける
- 処理計画の作成に努める(廃棄物の種類・発生量、処理・処分方法、保管方法、運搬方法、委託方法などについて計画をまとめる)

3. 工事現場での保管

- こん包する等、飛散防止のために必要な措置を講じる(湿潤化させる等の措置を講じた後こん包する等)(※)
- 他のものが混入するおそれがないように仕切りを設ける
- 周囲に囲いを設け、見やすい場所に廃石棉等の保管施設であること等を表示する
- 収納するプラスチック袋・容器ごとに内容物が廃石棉等であること、取扱い上の注意事項を表示する

4. 運搬

- 他の廃棄物と仕切り等で区別して行う
- 原則として積替えを行わず処分施設に直送する
- 運搬物が廃石棉等であること、取扱い上の注意事項を記載した文書を携帯する(又は運搬容器に表示)
- 運搬車両の車体に産業廃棄物収集運搬車両である旨の表示をするとともにマニフェスト等の書面を備え付ける
- 運搬車両の荷台に覆いを掛ける
- 収納したプラスチック袋等の破損などによって飛散することがないように慎重に取扱う

5. 処理の委託

- 運搬の委託 廃石棉等の許可を有する特別管理産業廃棄物収集運搬業者に委託する
- 処分の委託 廃石棉等の許可を有する特別管理産業廃棄物処分業者(埋立処分または熔融処理)、または、国の認定を受けた無害化処理施設に委託する
- 委託にあたっては、処理業者に対し、委託しようとする特別管理産業廃棄物の種類(廃石棉等)、数量・性状、荷姿、取り扱い際に注意すべき事項についてあらかじめ文書で通知した上で、所定の項目を記載した書面により委託契約を行う
- マニフェストの交付、確認、保存を行う

※平成23年4月より下記のとおり、廃石棉等の埋立処分基準が強化されました。

廃石棉等の埋立処分を最終処分場にて行う場合には、大気中に飛散しないように、あらかじめ、固型化、薬剤による安定化その他これらに準ずる措置(注)を講じた後、耐水性の材料で二重にこん包すること。

(注)「薬剤による安定化」の例:「粉じん飛散抑制剤」(大気汚染防止法)や「石棉飛散防止剤」(建築基準法)

などの薬剤により石棉が飛散しないよう措置すること。

「その他これらに準ずる措置」の例:大気汚染防止法の特定粉じん操出等作業に係る規制基準(作業基準)に

定められている「薬液等により湿潤化すること」が該当

このため、排出事業者におかれては、委託先の最終処分業者の受入基準、事前措置を確認した上で、委託を行ってください。

ADMINISTRATION INFORMATION

非飛散性のアスベスト廃棄物(石綿含有産業廃棄物)の処理について

1. 「石綿含有産業廃棄物」に該当する廃棄物

建築物等の工作物の新築・改築・除去に伴って生じた産業廃棄物であって、アスベストをその重量の9.1%を超えて含有するもの(廃石棉等を除く)

《例》スレート、パーライト板、けい酸カルシウム板、スラグセッコウ板、窯業系サイディング、バルブセメント板、住宅屋根用化粧スレート、スレート・木毛セメント積層板などアスベスト成形板との複合板、吸音材料、ビニル床タイル(Pタイル)、石綿セメント円筒、ガスカート・バッキング

2. 管理体制

- 産業廃棄物管理責任者を設置するよう努める(大阪府環境型社会形成推進条例)
- 処理計画の作成に努める(廃棄物の種類・発生量、処理・処分方法、保管方法、運搬方法、委託方法などについて計画をまとめる)

3. 工事現場での保管

- 石綿含有産業廃棄物を保管している旨を記載した掲示板を設置する(下図参照)
- 仕切りを設けるなどして、他の廃棄物との混合を防止する
- 梱包、シート掛けによって飛散を防止する

4. 運搬

- 仕切りを設けるなどして、他の廃棄物との混合を防止する
- 梱包、シート掛けによって飛散を防止する
- 運搬車両の車体に産業廃棄物収集運搬車両である旨の表示をするとともにマニフェスト等の書面を備え付ける。

5. 処理の委託

- 適格 産業廃棄物収集運搬業者(廃棄物の種類に応じてがれき類などの許可を有する業者)に委託する
- 処分 建材の種類に応じてがれき類などの許可を有する産業廃棄物処分業者(埋立処分または熔融処理に限る)、または国の認定を受けた無害化処理施設に委託する
※「破碎」の委託はできません
- 委託契約書、マニフェストに石綿含有産業廃棄物が含まれている旨を記載する
※「がれき類(石綿含有産業廃棄物)」のように表記してください
- マニフェストの交付、確認、保存を行う

6. 破碎・切断の禁止

- 石綿含有産業廃棄物の破碎・切断は、次の場合を除き禁じられています
・そのままの大きさでは運搬車両に積込めないためにやむを得ず破碎・切断が必要な場合で、散水等によって十分に混濁化した上で行う積込みに必要な最小限度の破碎・切断
・許可を受けた熔融施設または認定を受けた無害化処理施設において基準に適合して行う破碎・切断

【保管場所の掲示板】(右欄は記載例)

産業廃棄物 保管場所	
名 称	株式会社〇〇建設
代表者氏名	代表取締役 大阪太郎
本社所在地	〇〇市〇〇町 1-2-3
責任者氏名	大阪次郎
連絡先電話番号	XXXX-XX-XXXX
産業廃棄物の種類	がれき類(石綿含有産業廃棄物)
最大保管高さ	1.3m
最大保管量	30 m ³

※大きさ 60cm×60cm 以上

※最大保管高さ・保管量 屋外で容器を用いずに保管する場合に記載

【特にご注意ください】

◎石綿含有産業廃棄物の適正処理のためには、排出設備で他の産業廃棄物と区別して保管し、排出することが重要です。工事現場での保管の際には、①掲示板の設置、②仕切りなどによる他の物との混合の防止、③シート掛けやこん包による飛散防止を徹底してください。

◎石綿含有産業廃棄物の破碎のみの処理を行うことが禁じられたため、「破碎」の委託はできなくなりました。

詳細については、大阪府のホームページ「産業廃棄物の種類別情報「石綿(アスベスト)」に関すること」を参照してください。(HP: <http://www.pref.osaka.jp/sangyohaiki/syurui/index.html>)

お問い合わせ先: 大阪府域(下記4市域以外)

大阪市域

堺市域

高槻市域

東大阪市域

大阪府

大阪市

堺市

高槻市

東大阪市

産業廃棄物指導課

産業廃棄物規制課

産業廃棄物対策課

産業廃棄物指導課

産業廃棄物対策課

06-6210-9570

06-6630-3287

072-226-7476

072-674-7587

06-4309-3207~8

(平成23年4月発行)

行政だより

ADMINISTRATION INFORMATION

別添「解体工事業者向けリーフレット」

解体業者の皆さんへ

PCB廃棄物の適正な取扱いについて

解体業者の皆さんにおかれましては、PCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物の適正な取扱いについて、以下の情報にご留意いただくとともに、施主・元請業者へも適切にご助言くださるよう、ご協力をお願いします。

□□□ PCBを使用した重電機器等にご注意ください □□□

- ＊ かつてPCBを絶縁油として使用した変圧器、コンデンサ等の重電機器や蛍光灯安定器が製造されていましたが、PCBの有害性が明らかになり、昭和47年までに製造が中止されています。PCBを使用した廃重電機器や蛍光灯安定器は、PCB廃棄物として適正に保管・処分しなければなりません。
- ＊ 機器の銘板に記載されている製造者名、表示記号等を読み取り、PCBを使用した製品であるかどうかを製造者等にお問い合わせください。PCBを使用した製品の絶縁油には、変圧器で約60%、コンデンサで100%と高濃度のPCBが含まれています。

□□□ 微量のPCBが混入した重電機器もあります □□□

- ＊ 近年、変圧器、コンデンサ等の重電機器やOFケーブル(地中送電線)の絶縁油中に、PCBを使用していないとされる製品であるにもかかわらず、微量のPCBが非意図的に混入している事例が明らかになっています。
- ＊ したがって、PCBを使用していないとされる重電機器を廃棄するときは、所有者はPCBの混入の可能性の有無を確認する必要があります。製造者に照会し、混入の可能性が否定できない場合には、所有者は機器等1台毎に絶縁油中のPCB含有量を分析する必要があります。
- ＊ 分析の結果、PCB含有量が0.5mg/kg以下である場合には、その機器等はPCB廃棄物に該当しないものとして取り扱うことができますが、0.5mg/kgを超える場合には、PCB廃棄物に該当しますので、適正に保管・処分しなければなりません。

□□□ PCB廃棄物の譲渡・譲受けは原則禁止です □□□

- ＊ 解体工事現場に残置された変圧器、コンデンサ等の重電機器や蛍光灯安定器は、PCBを含有するおそれがありますので、建物所有者に連絡し、必ず製造者に照会するか又は分析することにより、PCB廃棄物に該当するかどうかの確認が必要です。
- ＊ PCB廃棄物の譲渡・譲受けは、PCB特別措置法により原則として禁止されています。そのため、PCB廃棄物に該当する変圧器、コンデンサ、蛍光灯安定器等は、建物所有者に適正に保管・処分する責任がありますので、建物所有者に引き渡して下さい。なお、建築物内のPCB廃棄物以外の残存物品についても、その所有者に処理責任がありますので、発注者に撤去を要請してください。
- ＊ 解体業者の皆さんにおかれましては、PCB廃棄物に該当する変圧器、コンデンサ、蛍光灯安定器等を建物所有者に代わって引き取る(運搬、保管、処分する)ことはできません。

大阪府環境農林水産部環境管理室事業所指導課

TEL 06-6210-9583(直通)

FAX 06-6210-9584



O S K 通 信

O S K / t s u s h i n

ここでは、社団法人大阪府産業廃棄物協会が実施・協力した事業等（平成23年12月～平成24年2月）の概要を紹介します。

平成23年度施設見学会



日 時：平成23年12月13日（火曜日）
見 学 先：エコシステム岡山㈱
バイオディーゼル岡山㈱
参加者数：60名

第12回企業による森づくり連絡調整会

日 時：平成23年12月15日（木曜日）10時00分
場 所：堺第7-3区管理事務所／会議室
議 題：「第9回共生の森植樹祭」について等
参 画 者：田中 千議（事務局事業主任）

建設リサイクルに関する意見交換会

日 時：平成24年1月16日（月曜日）
15時30分～17時00分
場 所：大阪府合同庁舎第1号庁舎第1別館／第3会議室
議 題：建設副産物対策近畿地方連絡協議会による建設リサイクル対策について等
参画者：浜野 廣美（副会長）
河野 俊二（理事）

東栄大和クリーンセンター向け研修

日 時：平成24年1月20日（金曜日）13時00分
場 所：東栄大和クリーンセンター
講 師：龍野 浩一（事務局次長）

全国産業廃棄物連合会近畿地域協議会

日 時：平成24年1月27日（金曜日）15時00分
場 所：ホテルグランヴィア和歌山
議 題：大阪湾フェニックス計画変更と処分料金改定について
全国産業廃棄物連合会 会長表彰等候補者の推薦について等
参画者：國中 賢吉（会 長）
白坂 悦夫（副会長）
三ッ川卓生（副会長）
松田 裕雄（専務理事兼事務局長）
龍野 浩一（事務局次長）
田中 千議（事務局事業主任）

安全優良職長厚生労働大臣顕彰受賞



日 時：平成24年1月31日（火曜日）
場 所：中央合同庁舎5号館2階／講堂
受賞者：北野 敬二（㈱丸六）

全国産業廃棄物連合会事務局責任者会議

日 時：平成24年2月3日(金曜日)
13時30分～17時00分
場 所：アジュール竹芝／天平の間
議 題：平成24年度事業計画骨子案について
放射性物質汚染対処特措法について
公益法人制度改革に伴う移行について
参画者：松田 裕雄（専務理事兼事務局長）
龍野 浩一（事務局次長）

**産業廃棄物処理業における
リスクアセスメント推進研修会**

日 時：平成24年2月9日(木曜日)
13時30分～16時45分
場 所：大阪府私学教育文化会館／講堂
講 義：「産業廃棄物処理業におけるヒヤリ・ハットの事例分析」の活用について
産業廃棄物処理業におけるリスクアセスメントの必要性
リスクアセスメントの基本と実施に向けて
講 師：伊藤 隆（危機管理委員）
矢野 裕二（危機管理委員）
佐々木雅一（グリーン戦略研究所）
演 習：リスクアセスメントの体験
演習指導：佐々木雅一（グリーン戦略研究所）
参加者数：50名

**大阪ATCグリーンエコプラザ
「循環型社会形成セミナー」**

日 時：平成24年2月14日(火曜日)
13時30分～17時00分
場 所：大阪ATCグリーンエコプラザ
講 師：田尾 利光（参与）

**日本経営協会「廃棄物処理法の基本と
3R推進セミナー(第2回)」**

日 時：平成24年2月16日(木曜日)
13時30分～16時30分
場 所：大阪科学技術センタービル
内 容：産業廃棄物の管理実務
講 師：龍野 浩一（事務局次長）

なにわサンバイ塾

日 時：平成24年2月22日(水曜日)
午後14時00分～
場 所：大阪府産業廃棄物協会／会議室
参加者数：22名
内 容：講義「HPを使った営業」・グループ
ディスカッション
進 行：田中 公治（組織広報委員）
講 師：尾崎 正孝（エコノハ関西）
進行補助：片渕 則人（組織広報委員）
高好 健二（組織広報委員）
國中 雅之（オブザーバー）
福田 勝（オブザーバー）
福原 睦美（事務局総務主任）
内海 浩子（事務局業務担当）



第9回共生の森植樹祭



日 時：平成24年2月25日(土曜日)・26日(日曜日)
10時30分～14時00分

場 所：堺7-3区共生の森

内 容：埋立処分場を森林空間にするための植樹活動

その他、理事会、組織広報委員会、危機管理委員会、法政策調査委員会、収集運搬部会、再生処分部会を開催しました。また、全国産業廃棄物連合会理事会、各委員会、各部会、各分科会に参画しました。



新規入会会員紹介

正 会 員

三大建設株式会社

代 表 者	松 尾 祥 三
住 所	高槻市萩之庄 2 - 6 - 12
電 話 番 号	072-682-2310
FAX 番 号	072-682-2317
業 務 内 容	中間処理業

株式会社 昇 和

代 表 者	佐 藤 昇
住 所	大阪市西淀川区出来島 1 - 5 - 22
電 話 番 号	06-6475-7100
FAX 番 号	06-6475-7500
業 務 内 容	収集・運搬業 中間処理業

株式会社 DINS堺

代 表 者	植 阪 良 樹
住 所	堺市西区築港新町 4 - 2 - 3
電 話 番 号	072-245-7777
FAX 番 号	072-245-7930
業 務 内 容	収集・運搬業 中間処理業



Clean Life

クリーンライフ

これまでに発行したClean Lifeのバックナンバーをご用意しております。数に限りがございますので、ご希望の方はお早めに事務局までご連絡下さい。

別冊

改正廃棄物処理法 新旧対照
改正廃棄物処理法施行令 新旧対照
改正廃棄物処理法施行規則 新旧対照
部長通知・課長通知

Clean Life

別冊 (平成23年5月27日発行)

8

Clean Life

座談会「公益社団法人への移行を踏まえた委員会・部会の運営について」
廃棄物処理制度専門委員会
報告書(案)について

第38号 (平成21年8月28日発行)

12

Clean Life

「産業廃棄物処理業者の経理的基礎」について考える

第39号 (平成21年12月1日発行)

3

Clean Life

廃棄物管理士の普及促進に向けて

第40号 (平成22年3月10日発行)

5

Clean Life

廃棄物処理法の改正動向

第41号 (平成22年5月28日発行)

9

Clean Life

続・廃棄物処理法の改正動向

第42号 (平成22年9月13日発行)

12

Clean Life

汚染土壌の処理業に関するガイドライン(暫定版)

第43号 (平成22年12月3日発行)

3

Clean Life

改正廃棄物処理法 政省令(新旧対照)

第44号 (平成23年4月1日発行)

5

Clean Life

優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル

第45号 (平成23年5月27日発行)

8

Clean Life

どうする？ 東日本大震災に伴う災害廃棄物の処理

第46号 (平成23年8月31日発行)

12

Clean Life

放射性廃棄物の処理

第47号 (平成23年12月2日発行)

連絡先：社団法人大阪府産業廃棄物協会 TEL.06-6943-4016

BACK

バックナンバーのご案内

NUMBER

社団法人 大阪府産業廃棄物協会の

出版物



●よくわかるシリーズ1
マニフェストのしくみ

よくわかる
シリーズ

1

マニフェストのしくみ



2011年10月1日発行

社団法人 大阪府産業廃棄物協会

2011年10月1日発行

●廃棄物法制等普及促進
シリーズVOL.1
通知で見る廃棄物処理法



2009年4月1日発行

●廃棄物法制等普及促進
シリーズVOL.2
産業廃棄物処理業の
経理的基礎のあり方



2010年3月31日発行

●廃棄物法制等普及促進
シリーズVOL.3
産業廃棄物処理業における
労働安全・衛生のあり方



2011年3月31日発行

●廃棄物法制等普及促進
シリーズVOL.4
産業廃棄物処理業における
ヒヤリ・ハットの事例分析



2011年12月1日発行

連絡先：社団法人大阪府産業廃棄物協会 TEL.06-6943-4016

Member

会員紹介

Information

会 社 名	株式会社 ダイトク		
住 所	大阪府摂津市新在家2-1-1		
代表者名	星 山 健	代表者役職	代表取締役社長
従業員数	71名	会社設立日	昭和51年7月

I N T E R V I E W



代表取締役社長

星

山

健

インタビュー

Q1

本日はお忙しい中、ありがとうございます。
まずは、会社概要を教えてください。

当社は、昭和51年7月に大特産業株式会社として設立。その後、産業廃棄物の収集運搬業、処分業の許可を取得し、平成15年3月に「ダイトク」に社名変更して現在に至ります。

現在は、摂津に4拠点、埼玉に1拠点のネットワークで、産業廃棄物の収集運搬と中間処理、リサイクルを営んでおります。特にOA機器、廃プラスチック、鉄スクラップの再資源化を強みとしております。



新在家工場



安威川工場



高槻市柱本物流センター



高槻市西面工場



埼玉工場

Q2

廃プラスチックについてお話していただけますか。

取扱量は、年間1万トン、このうちペットボトルが5千トンくらいです。また、軟質PVC（ポリ塩化ビニル）を粉砕して床材のリサイクル原料としてメーカーに販売する事業も行っております。今のところ、その規模は年間500トン位ですが、更に発展させていきたいと考えています。

海外、特に中国に輸出することが多いため、中国政府から輸出認定業者として認定書も取得しております。認定証を取得したことで、直接輸出することができるなどスムーズにビジネスを行うことが可能となりました。この認定は全国でも50社ほどしかなく、我々のような産業廃棄物中間処理業者では大変価値のあるものであると自負しております。



Q3

廃OA機器のリサイクルについてお話していただけますか。

メーカーやリース会社を通して使用済み廃OA機器類の受入をしています。単に廃棄するだけでなく、リサイクルシステムを構築し、資源として生まれ変わることができるよう、設備の改良・研究を常に行っています。この結果、今ではOA機器本体のリサイクル率で2003年より8年連続で99%を達成できるようになりました。改良・研究を続けてきた結果、処理が嫌がられる廃トナーの完全リサイクルが可能となるなど、更なるリサイクル技術の向上を目指していきます。

Q4

特許を取得されるなど、技術開発には力を入れているみたいですね。

技術開発には特に力を入れています。弊社に入ってくる様々な機械を見ていると、その構造や材質は日進月歩で進んでいるため、排出事業者のニーズに応えていくためには、処理する我々の側の技術も向上していかなければならないと考えております。

新技術の開発のためには、外部の研究機関とのタイアップが必要と考えており、東北大学と有用資源の抽出を効率的に行う共同研究を行い、特許を取得いたしました。この技術は、液晶パネルからレアメタルであるインジウムを抽出できるものです。事業化となると、乗り越えなければならない課題が沢山ありますが、この技術を磨いていけば、資源に乏しい日本において貢献できる日がやってくると考えております。

今後も新技術を開発していきたいと考えていますが、そのためには研究機関だけでなく同業他社とのタイアップも不可欠ですので、産業廃棄物協会のネットワークを活かしていきたいですね。



I N T E R V I E W

Q5

他にも経営方針などを、お聞かせいただけますか。

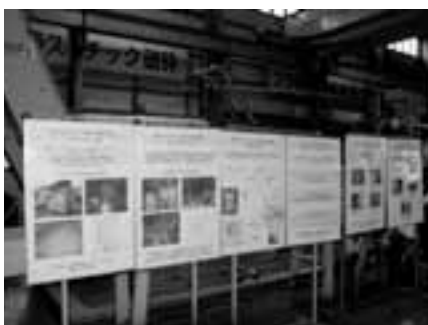
一度お仕事を頂いたお客様には満足していただき、今後も仕事を任せたいと感じてもらえるような会社になれるよう、経営方針を立てています。そのためには優良な処理業者であると認めてもらえることが必要と考え、大阪府の優良認定業者（中間処理・収集運搬）として認可を受けました。また、2001年にISO14001の認証を取得し、弊社の経営管理・工場管理・教育管理の運用はISOをツールとしています。また、運輸業界における環境負荷の低減と安全性に対する取り組みとしてグリーン経営認証^{※1}や安全性優良事業所^{※2}の認定を受けるなどしています。

環境に携わるものとして、環境保全は経営の最優先事項として取り組んでいます。その例を申し上げますと、「電力デマンド管理システム、エコカーの導入、LED照明の導入、CO₂排出量の把握」などがあります。このような取り組みは、環境保全活動になるだけではなく、生産管理、設備管理、車両管理などでエネルギーや物質コストも削減できるため、利益の増大に繋がると考えています。

環境保全活動は、企業の競争力を高めると同時に、優秀な人材を惹きつけ、従業員の生産性、環境意識の向上、健康、創造性を高め、バリューチェーンの高いマネジメントを構築し、コアビジネスの価値を高める大きな機会となると思います。

地球環境問題をより発展的に考え、企業経営、マネジメントの一つの領域で捉えていくことが重要ではないでしょうか。

- ※1 グリーン経営認証 国土交通省が支援する交通エコロジー・モビリティ財団より環境にやさしい取り組みをしている運輸事業者として、グリーン経営認証基準に適合した会社が認証される。
- ※2 安全性優良事業所 貨物自動車運送事業安全性評価事業において、輸送安全に努めていると認められると認定される。



◀工場内には説明パネルが掲げられるなど、見学に来られる方への行き届いた配慮がなされています

Q6

従業員教育についてお話をお聞かせいただけますか。

弊社は「整理、整頓、清掃、清潔、躰、作法」の頭文字をとって“6S”を基本とした社員教育を行っています。職場は整理整頓をして清潔にし、お客様をはじめとする関係者に対しては、感謝の気持ちを込めた行動ができる社員になってほしいと思っています。

仕事をしていく上では、人に言われてするのではなく、自分で徹底的に考えて自主的に動くことが大切です。その結果、失敗することもあるかもしれませんが、失敗から何かを学んで次への努力に結び付けてもらえるのであれば、それも一つの教育だと考えています。仕事を通じて人が成長できる会社でありたいと考えています。

リサイクルの品質、技術を高めるためには、社員の能力向上が不可欠です。そのためには発想して行動することを個々が意識し、仕事を通じて「経済的価値」「社会的価値」「人間的価値」の各側面を高めて欲しいと思っています。そのような社員の意識が、高い企業品質を実現するのではないのでしょうか。

Q7

最近、お仕事をされていて感じることなどお聞かせいただけますか。

多くの方も実感されていると思いますが、過当競争が激化しており、荷物の取り扱い、収集運搬、処理費のダンピングが起これば経営環境は厳しいですね。適正処理が行われるためには、適正な価格帯があり、その処理フロー、管理においても健全な処理会社を選定していただきたいと思っています。

選定される会社となるためには、優良な安心出来る処理業者となることが不可欠であると考え、そのためには必要な専門知識や技能を身に付けて廃棄物の適正処理に努めることが我々の責務だと考えています。

コンプライアンス、企業の社会的責任を全うしながらリサイクルの技術を高め、地球環境問題をより発展的に、企業経営、マネジメントの一つの領域で捉えていくことが重要だと思います。

Q8

社長が、この世界に入られた時のお話をお聞かせいただけますか。

私がこの会社に入社したのは2005年9月で、それまでは事務機器の販売の仕事をしていました。

全く畑違いのところから今の世界に入ったときは、それまでの世界とは全く違うことばかりで驚くことばかりでしたが、今後の経営のことを考えたとき、徹底した経営改革の必要性を感じ、各種改革をしました。

その過程においては、先輩の社員との方々との意見のぶつかり合い等があり、社員には迷惑をかけたことが多々ありましたが、明確なビジョンを持って熱意を込めて訴え続けた結果、徐々に社員全体の意識も変わってきたようです。今では優秀な社員に恵まれ、仕事も非常にやりやすく、大きなやりがいも得ることができ、感謝しています。



非常に和やかな取材となりました

INTERVIEW

Q9

最後に、今後の事業展開をお聞かせください。

弊社のように廃棄物をリサイクルして有価物にしている方々は、同じようなケースが多いかと思いますが、国内市場は冷え込み、輸出、とりわけ中国頼みというのが現状です。しかしながら、天然資源に乏しい日本においては、資源の国内循環を目指していかなければならないと思います。

天然資源には乏しくても、都市鉱山といわれるように日本国内には、有用資源がまだまだ眠っています。これら製品から有用資源を取り出せるのは、廃棄物となった時です。国内からの資源の流出を止め、国内フローを構築していくためには、我々がリサイクル技術を向上させていかなければなりません。都市鉱山から有用資源を取り出す鍵を握っている者として、社会に貢献していきたいと考えています。



左から、常務取締役（営業部長）の東様、代表取締役社長の星山様、常務取締役（総務部長）の岡田様、営業課長の樋口様。取材では大変お世話になりました。

わが社のホープ！

（頑張っている従業員の紹介）

氏 名	樋 口 信 一
役 職	営業課長
仕事内容	 産業廃棄物の業界に入ったのが約8年前、それまでは全く異なる業界で働いていたため、入社した当初は驚きの連続でした。 経験したことのない営業に入社と同時に配属され、このままやっていけるか不安な毎日を送っておりましたが、お客様の支えと諸先輩方の励ましが有り、ここまでやってこることができました。 入社した当時を振り返ると、いけいけどんどんという感じの職場でしたが、今の星山社長の体制となってからはシステムを構築して営業をすることが求められるようになりました。戸惑うことも多かったですが、そのことで、排出事業者のレベルの高い要求にもきちんと応えた仕事ができるようになったと感じています。 現在は、長引く不況、3.11の大震災、災害廃棄物の処理問題など問題山積ですが、昨年のキーワードである絆を大切に、お客様にどのようにすれば喜んで頂けるか、満足して頂けるかを常に考え真剣に取り組んで参ります。 初めてお客様から契約締結を頂いたときのことは本当に嬉しかった事を今でも覚えています。その初心を忘るべからずで、日々精進して参ります。

会社からの一言

弊社営業部の中枢的な存在として重要な役割を担ってもらっています。彼は営業という仕事に誇りをもち、熱い想い、みなぎる闘志をもって取り組んでいる姿は、弊社の社員であれば皆が知っていることです。

また、お客様のご要望にしっかりと応え、お客様との強い信頼関係を築き、樋口ファンも多いと感じております。

今後も彼が弊社営業部を引っ張っていく存在であり、これからもますますの成長と活躍を期待しております。





編集後記

平成18年度から実施し、これまでに2,500名以上の修了者を輩出してきた当協会主催の廃棄物管理士講習会ですが、昨年10月から、その修了証によってでも、大阪府知事に対する収集運搬業の更新許可申請が可能となりました。

そもそも、この講習会は、平成16年1月から堺市で施行された循環型社会形成推進条例における産廃管理責任者制度に端を発して企画された、排出事業者を対象とするものであり（この辺りの詳細については第39号の特集をご覧ください）、また、適用範囲が大阪府のみということなので、今回の措置により受講者が劇的に増加するとは考えていませんが、一方で所管行政に実績を評価していただいたことによる措置であるわけですから、その点では非常によかったと思っています。

最近、排出事業者の法務担当の方や処理業者の営業担当の方等にいただいた名刺に「廃棄物管理士」の肩書があるのを見て、にやりとすることが多くなってきました（まだ記載されていない方は、是非、会社に頼んで表記してもらってくださいね！）。加えてウェブサイトやブログ・ツイッター等で紹介してくださっている方も結構いらっしゃるようです。

この調子で、「廃棄物管理士」が、もっと社会的に認知されていってほしいものです。



協会への入会のおすすめ

～協会組織の拡充強化を図るために～

当協会は、環境保全を理念とし、産業廃棄物に関する研修、普及啓発、調査研究、情報の収集、提供、指導等を行うことにより、会員の資質の向上を図り、産業廃棄物の適正な処理を推進し、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るとともに、調和のとれた産業の発展に寄与することを目的としています。

産業廃棄物処理業界が健全な業界として発展していくためには、業界の方々が結束することにより、組織をより強固なものにして、共存発展することが肝要であります。

協会会員の増強については、協会及び関係機関において日頃、勧誘を行っているところでありますが、社団法人としての組織率は未だ十分とはいえないのが現状であります。少数よりも多数の方の組織の拡充強化が、社会的にも発言力が強力なものとなり、説得力も増大し業界発展の基礎となります。

会員の皆様におかれましては、未加入処理業者へは、正会員として、また取引先の排出業者には賛助会員として、是非ご入会の勧誘をお願いします。

一社でも多くの方々が協会に入会されますことが、更なる発展を期するための、必要条件であります。

入会申込み方法

下記協会事務所へ電話でご連絡いただければ、
入会申込書をお送りいたします。

社団法人大阪府産業廃棄物協会

〒540-0012 大阪市中央区谷町3-4-5 中央谷町ビル5階
TEL : 06-6943-4016 FAX : 06-6942-5314
<http://www.o-sanpai.or.jp/>



Clean Life vol.48

クリーンライフ

第48号



平成24年3月26日発行

発行責任者 社団法人

大阪府産業廃棄物協会

〒540-0012

大阪府中央区谷町3-4-5

TEL : 06-6943-4016

FAX : 06-6942-5314

会長 國中 賢吉

組織広報委員長 白坂 悦夫

